

# 決算特別委員会会議録

平成27年10月28日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:12

## ○委員長

ただ今から、平成26年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。本日からの実質審査につきましてはお手元に配付しております「平成26年度決算特別委員会の審査順序」に記載のとおり審査していきたいと考えております。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に各款ごとの質疑に入ります。

お手元の資料に示していますように、歳出は6つに、歳入は一括して質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただき、そのあとで通告以外の質疑があれば、お受けしたいと考えております。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。

3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に、保留して最後に行いたいと思います。

4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障をきたすことがないように、各職場で仕事をさせていただくことにして、退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

次に、委員の皆さんにお願いいたします。資料要求の際にもお伝えしましたが、単純な確認のみの質疑や、資料を見ればわかる質疑、また、事業の概要等の導入部分のご発言はできるだけ割愛していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。

また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

最後に、先ほど、おはかりいたしました、審査の過程で、対象となる款に関係のない方は各職場での通常業務を優先してください。

以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:02

再 開 10:03

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成26年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。各款ごとの質疑に入ります。まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」134ページから168ページまでの質疑を許します。

なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています144ページ、財産管理費 公用車の車両管理について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

おはようございます。奥山でございます。トップバッターということで、初めてのこの決算委員会ということで、今回、最初の質問をさせていただきます。今、委員長からありましたように、144ページの公用車のところについて、質問させていただきます。昨日、成果説明書の中になりますけれども、18ページをご覧くださいと思います。下の段ですけれども、公用車の車両管理というところでございます。この中で本年度の実績につきまして、成果説明書の中では26万3211円というところが、訂正がされておりますので、よろしくお願ひします。続きまして、質問していきます。飯塚市決算にかかわる主要な施策の成果説明書、この18ページの事務事業名、公用車車両管理、目標達成度の項目の中で、集中管理車両1台当たりの維持費について、前年度実績につきましては、18万9377円に対し、本年度実績額が20万9307円となっております。約2万円の増加をしておりますが、この理由についてお尋ねいたします。

○管財課長

提出資料に誤りがございました。お詫び申し上げます。すみませんでした。ご質問の件でございますが、この実績額の数値は、車両管理事業に係る経費のうち、人件費を除いた経費を集中管理車両104台で割った1台当たりの経費を出したものです。平成26年度の経費が前年度に比較して、1万9930円増加しておりますが、この主な理由は、26年度の新規事業といたしまして、9月から試行的に軽自動車25台をリース契約にて借上げを行っております。この経費に279万1530円が新たに加わったことによるものでございます。

○奥山委員

飯塚市が保有している公用車の台数の内訳について、どのようになっているか、よろしくお願ひします。

○管財課長

平成26年度決算での台数は、296台となっております。主なものといたしましては、管財課が維持管理を行っております、集中管理車両が104台、防災安全課所管の消防車両等が43台、環境対策課所管の特殊車両が21台、高齢者支援課16台、中央公民館18台、健康・スポーツ課11台、その他各課がそれぞれ所管している総数が83台となっております。車種の区分といたしましては、消防車や塵かい車、小型ダンプ等の合計が73台、一般車両が223台となっております。

○奥山委員

296台の維持管理については、削減努力を行ってあると思っておりますけれども、削減方法として、リースで車を所有することについては、有効な方策であるというふうに思っております。特に民間についても、リースにどんどんどんどん切り替えをやりながら、キャッシュアウトを少しでも少なくしているというところがあります。平成26年度からこの25台のリースを行っておりますけれども、このリースを行うことで、どのくらい削減効果があるのか、お尋

ねいたします。

○管財課長

平成26年9月から試行的に、25台の軽自動車を5年間のリース契約によって借り上げを行っております。現在、その効果について調査を行っているところでございます。今回リースを導入した理由につきましては、公用車の老朽化が進んできたことにより、高額な修繕費用とか、買い替えによる急激な支出を抑制するためということで、それとまた、保有車両台数の調整が柔軟にできるというところで、いわゆる車歴の長い、古い、また走行距離の長い車両25台を廃止いたしまして、これにかわるものとして、車両購入をせずに25台のリース契約を行ったものでございます。リース契約による経費の削減効果でございますが、これはあくまでも試算でございますが、現在、契約している25台の5年間のリース費用は、2392万7400円でございます。これに対して、25台の軽自動車を購入する場合は、車両購入費額の合計が2350万円、5年間で25台の車検費用等が345万1千円となり、合計で2695万1千円となります。リースを行う上で、5年間で302万3千円程度の削減効果が見込まれます。また、このほかに25台分の修繕料とか車検事務の軽減が図れると考えております。

○奥山委員

かなり大きな削減が300万円ということですね。今後、車両数の効果的な配置を行うために、計画的なリースを行う計画は、ありますでしょうか。

○管財課長

公用車の計画的な確保と配置は、効率的な行政運営を行う上では必要でありまして、現在、公用車の適正化につきまして、検討を行っております。この中で公用車の更新目安を原則、使用年数12年、走行距離12万キロとして、一応公用車の直接購入及びリースによる公用車の確保も視野に入れた今後の公用車についての配置計画を今検討しているところでございます。なお、リースにつきましてですが、今回の試行的な公用車のリースを導入する際も、市内の自動車修理業界の関係団体と協議を重ねながら実施した経緯がございます。でございますので、今後さらなるリース方式を導入する場合は、関係団体への説明を行いながら進めていく必要があると考えております。

○奥山委員

市内の自動車業者さんも育成していくというところは、必要かと思っておりますので、よろしくお願ひします。最後に、自動車を購入する場合の課題、それからリース方式を進める場合の課題はあると思ひます。公用車を柔軟に効率的に運用し、維持管理を抑制するためには、リース方式がかなりの効果があると考えております。今後、公用車の配置計画を策定するにあたっては、十分検討していただいて、適正な公用車運用を行ってほしいと思ひます。もう1つつけ加えますけれども、朝からちょっと、この話もどうかと思ひますけれども、直接決算とは関係ありませんが、交通事故、それから飲酒運転については、日頃から注意を行ってあると思ひますけれども、車を管理する管財課として、これから年末を迎えて、お酒を飲む機会も多くなると思ひます。飲酒運転の第1位は、前日に飲んだ2日酔いによる状態が多いというふうに言われております。さらに、交通事故、また飲酒運転防止に努めていただくよう、管財課からのほうも、しっかり周知していただきたいと思ひます。以上で終わります。

○委員長

次に、148ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

148ページの地域振興費、コミュニティバス等運行費についてということですか。コミュニティバス等の運行経費については、資料を出していただいて、資料の14ページに委託料ほか、

示されておりますが、直接の運行経費というのが総額で幾らになるのか、お尋ねします。

○商工観光課長

直接の経費につきましては、合計額で9545万3843円となっております。

○宮嶋委員

これに対する収入、補助金、こういうのが幾らかかっているのか、お尋ねします。

○商工観光課長

運賃収入につきましては、予約乗合タクシーでは、1023万1400円、コミュニティバスでは、322万4600円であります。他の収入につきましては、国庫補助金等が3375万円となっております。収入合計が4720万6千円でございます。したがって、直接運行経費に対する市の実質負担額は4824万7843円となっております。

○宮嶋委員

収入が4720万6千円で、市の負担額が4824万7843円ということで、ほぼ半額、それよりちょっと多い金額を、市のほうで負担されているということになりますね。この利用者も、資料を見させていただくと、少しずつではありますけれども、周知徹底されたのか、ふえてきているというような状況にあると思います。利用者に対するアンケート、こういうものをとられていると思いますが、そのアンケートなどによって改善が行われているというふうに聞いておりますが、どういう改善が行われているのか、お尋ねします。

○商工観光課長

平成26年度の運行に関する改善内につきましては、予約乗合タクシー及びコミュニティバス共通の改善では、障がい者割引を取り入れております。また、地域内のみの運行を行っております予約乗合タクシーでは、一部地域外に行くことができる施設の追加などをいたしております。

○宮嶋委員

障がい者割引を行ってあるということですが、具体的にどういうふうにされているのか、どのくらいの効果というか、利用があるのか、わかればお尋ねします。

○商工観光課長

障がい者割引は、障がい者の等級にかかわらず、障害者手帳をお持ちの方ご本人に対し、運賃から100円を割引きするものでございます。乗車時に手帳を提示していただくことが条件となっております。平成26年度では利用者総数の約1割のご利用があったようでございます。

○宮嶋委員

こういうのも本当に喜ばれているというふうに思います。それから、運行の拡大、範囲を拡大したというようなこともあると思うんですが、平成26年度の場合、どういう改善が行われたのか、お尋ねします。

○商工観光課長

まず、筑穂地区につきましては、地区内に総合病院がないということから、穂波地区の済生会病院まで運行を可能といたしております。また、幸袋地区におきましても、同様の理由から、潁田病院を追加いたしております。

○宮嶋委員

病院等、特に利用される方は病院とか買い物というのが多いように聞いておりますので、ぜひその辺も、今後も検討して、市民の意見を聞きながら、改善をお願いしたいと思います。特に病院もですけれども、買物難民というのがやっぱり全国でも取りざたされていますけれども、中山間地などの高齢者、いわゆる交通弱者と言われる高齢者を中心とした方々、もう本当に周りから商店がどんどん消えていって、ほんとに買い物に困っている方がたくさんいらっしゃる

ます。幸袋地域でもマルシンがなくなりましてね、結構人口の集中したところですけども、やっぱり便利が悪くて、望む声も多く聞かれています。こういう対策を、もっと積極的にやっていただきたいというふうに思います。それと、利用されている方には意見、アンケートとかというのは、バスの中でとられたりとかいうのがあっていると思うんですが、利用したくても、こういう状況になっていて、利用できないと、こういう人たちのアンケートとか、それは今の係であるのか、福祉のほうの係であるのかわかりませんが、そういう試みはあっているかどうか、お尋ねしたいんですが。

○商工観光課長

アンケート調査につきましては、平成26年度に市民3千名を対象に、無作為抽出をいたしましてアンケート調査を行い、公共交通のあり方等についてのご意見をいただいたところでございます。

○宮嶋委員

申しわけありません。きちっとされているわけですね。ぜひ鯉田で試行的に「なまずワゴン」というような、まちづくり協議会がされているんですかね、こういう工夫もされていますので、何かそういうノウハウと言うか、結果がどういふふうなものか集約もできてないのかもしれないかもしれませんが、そういうものをきちんと掌握して、ぜひ、コミュニティバスで届かなければ、合併前、従前に行われていました福祉バスとか、ふれあいバス、こういう形での交通弱者、買物難民という方々に対するの施策をぜひ検討していただきたいということを要望して、終わります。

○委員長

次に、150ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

151ページ、地域振興費、まちづくり助成金についてです。まちづくり協議会、市内12カ所にできております。運営されているわけですが、まちづくり協議会の補助金の決算額についてお尋ねしたいと思います。決算額は3147万8千円とのことですが、その内訳についてお示してください。

○まちづくり推進課主幹補

まちづくり協議会補助金の3147万8千円につきましては、平成26年度から交付しております。内訳といたしましては、まちづくり協議会を構成しております子ども会や社会体育振興会、青少年健全育成会等の各団体に向けた補助金、地域向け補助金が約1947万8千円。各まちづくり協議会への新たな支援費として1協議会につき100万円が12協議会で1200万円の補助金となりまして、合計の3147万8千円が決算額となっております。

○吉田委員

平成26年度より団体に対するこの補助金、並びにまちづくり協議会の補助金を交付しているとのことですが、平成25年度はまちづくり協議会に対し、どのような支援を行われたのでしょうか、お答えください。

○まちづくり推進課主幹補

平成25年度はまちづくり協議会活動推進補助金という名称で、まちづくり協議会の組織の安定、円滑な活動を目的としました1協議会につき15万円の補助金を交付しておりました。平成26年度からは、先ほど申し上げましたとおり、従来、各団体に個別に交付しておりました補助金を統合しまして、さらに100万円の支援を合わせて、まちづくり協議会補助金と名称を改めまして交付しているところでございます。

○吉田委員

先ほどちょっと訂正しておきます。25年度と言ったみたいですので、26年度に訂正させ

てください。補助金について、まちづくり12団体に対して25年度は15万円だったのが、活動資金として100万円ということで、理解できました。

次に、平成26年度からまちづくり協議会が本格的に活動を始めたことで、あわせて補助金内容を見直したとのご説明でしたが、まちづくり協議会を構成している団体の補助金はどのように渡っているのか、お答えをお願いします。

○まちづくり推進課主幹補

まちづくり協議会補助金は、まちづくり協議会が申請者となりまして、まちづくり推進課に交付申請がなされます。その内容を精査したのち、まちづくり協議会の口座に一括して振り込みをいたします。その際に補助金額の根拠となります各団体補助金の内訳もまちづくり協議会にお渡ししております。その後、その内訳を基本としながら、まちづくり協議会から各団体に予算配分がなされることとなりますが、内訳はあくまでも参考としてお渡ししています。詳細な使い方は、まちづくり協議会及び各団体の話し合いによって配分されております。

○吉田委員

その補助金の各団体への補助金を算出するにあたって、補助金の額等は減っているとかいうのはございませんか。

○まちづくり推進課主幹補

各団体への補助金の算出につきましては、まちづくり協議会に統合されてからも、従来の算出方法を踏襲しております。それぞれの年度の予算要求時点での人口や世帯数等の数値を使って算出いたしておりますので、年度によりましては、人口や世帯数の変動により、若干の増減はございますが、補助金の統合後に減額したということはありません。

○吉田委員

若干の変動ということで理解できました。引き続きお願いします。それと、例えば活動が減っている団体への助成金について、減額するというお考えは、行政としてあるのでしょうか。

○まちづくり推進課主幹補

まちづくり協議会補助金は一括して交付しておりますので、仮にある団体の活動が少なくなると配分された予算が余った場合は、合意があればその中で他のまちづくり協議会の構成団体にその予算を回すということも可能でございます。高齢化が問題になっていたり、子育てに力を入れたいという思いがあったり、地域によって抱える課題、問題はさまざまございますが、それぞれの地域の実情に沿った活動をするために補助金を有効に活用いただくことが重要であると考えておりますので、委員ご指摘のような考え方は持っておりません。

○吉田委員

今後、団体によって合意があればということですが、やはり団体意見を尊重してやっていただきたいと思います。まちづくり協議会はもちろん、各団体それぞれに活動がなされています。以前から申し上げていることですが、協働のまちづくりをさらに進めるためには、まちづくり協議会及び各団体の支援は必要不可欠です。それらの団体の活動が継続するだけでなく、今後さらに充実していくため、さまざまな支援策を講じていただくようお願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に、152ページ、交通安全施設整備事業費について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

通告に従いまして質問させていただきます。152ページ、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費についてでございます。152ページのほうの決算書の上のほうになるんですけども、こちらのほうに2793万4200円が計上されております。成果説明書の22ページの下段に、こちらのほうの詳細な分が出ておるわけですけども、この2790万円強の内訳なん

ですけど、こちらの成果説明書を見ますと、主におそらくカーブミラー、ガードレール、あと区画線ですかね、そういったものの設置の費用の積み上げかと思うんですけども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○土木管理課長

成果説明書の訂正をさせていただいております。申しわけありませんでした。事業費の内訳につきましては、カーブミラー設置工事費といたしまして687万8千円、設置数41基、単価につきましては、平成26年に実施いたしました1基当たりの平均単価は約16万8千円です。防護柵設置工事費1481万5千円、設置距離996メートル、1メートル当たりの平均単価約1万5千円、区画線設置工事費152万5千円、設置距離2364メートル、1メートル当たりの平均単価は約600円、その他の工事でカラー舗装、歩道切り下げ、照明などの工事を行っております。計423万200円、工事費の合計で2744万8200円です。また、消耗品といたしまして、カーブミラーのミラーを13枚購入しており、購入費で48万6千円、事業費合計で2793万4200円となっております。

○永末委員

ありがとうございます。私のほうも一般質問等でも、お話をさせてもらっているんですけど、やはり市長が今打ち出されている、歩いて暮らすまちづくりというところで、やはり、そういった交通弱者対策じゃないですけど、やっぱり、歩かれている方が安心して歩けるまちづくりを行うという意味で、こういったところの費用というのは、今後やはり、大変に重要な部分になってくるのではないかと思います。先ほどのミラーとか、柵や線の部分に関しましても、単価のほうまでお話しいただきましたけれど、トータルとして2793万円という、平成26年度の決算状況でございますけども、やはりこう、市民の安全安心を守るという意味では、こういった部分の費用に関して、もう少し計上していくという部分も、という考えがあってもいいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの検討状況はどうでしょうか。

○土木管理課長

この経費につきましては、道路法の改正により創設された交通反則通告制度に基づきまして、その反則金を市町村のほうに分配されております。このほかにも、単独費で交通安全の施設費に伴います、費用も入れておりますので、市民の皆様には迷惑をかけない形で、進めてまいりたいと考えております。

○永末委員

財源のお話だと思うんですけど、国、県支出金のほうが、この成果報告書でいうと2775万円ぐらいで、一般財源のほうから570万円ぐらいですか、ということになっていると思います。今のですね、市の財政状況というのも十分に認識して、大変厳しい状況であるかと思っておりますけれども、やはり行財政改革も行われている部分もありますので、直接市民の安全安心を守るというところに直結する部分であるかと思っておりますので、ここに関しましては、ぜひ全庁的に今後の拡充の検討を行っていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、152ページ、人権同和推進費、人権啓発センター・同和会館管理運営費について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

152ページ、人権同和推進費、人権啓発センター・同和会館管理運営費について、お尋ねをいたします。この人権啓発センター・同和会館は職員の配置がどうなっているのか、お尋ねします。勤務形態も含めてお願いします。

○人権同和政策課長

市内には人権啓発センターが2カ所、それと同和会館が1カ所の計3カ所ございます。平成26年度の職員の配置体制、それと勤務体制としましては、立岩会館には、嘱託職員を館長としまして1名配置し、17日間の勤務になっております。また、臨時職員3名を配置しております、1名が10日、2名が13日勤務となっております。続いて、穂波人権啓発センターには、再任用職員をセンター長として、1名配置しております、17日の勤務となっております。また、臨時職員を2名配置しております、11日勤務となっております。最後に、筑穂人権啓発センターでございますが、嘱託職員をセンター長としまして、1名配置しております、17日勤務となっております。また、臨時職員を3名配置しております、1名が14日勤務、2名が11日勤務となっております。なお、業務内容といたしましては、相談業務、それから会館、センターの貸し館業務の申請の受け付け、維持管理業務の中では、主に館内外の清掃を行っております。また、隣保館事業で行っておりますデイサービス事業や各種教室の事前準備等を行っております。

○宮嶋委員

153ページにあります臨時職員賃金739万1250円というのは、ここでの臨時職員賃金なのか。館長とかセンター長がこれに含まれているのかどうか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

臨時職員は館長以外のもので8名になっておりまして、合計で739万1250円となっております。

○宮嶋委員

ということは、その少し上に嘱託職員と臨時職員賃金というのがありますが、これがこの館長さん、センター長さんの賃金ということでしょうか。

○人権同和政策課長

2名分というのは、2名の嘱託職員でございまして、435万1258円となっております。2名分でございます。

○宮嶋委員

上を見損なっております、これで3人分の賃金が出てきているということですね。余りにも臨時職員の賃金が少ないなというふうに、ちょっと思っていたものですから。今言われましたように、相談業務だとか、貸し館業務とか、いろいろと仕事をされているということですが、この職員さんについては、いろんな資格とかいうのが、必要だというふうに聞いたと思うんですが、どういう資格が必要なのか、皆さんが資格を持っていられるのかどうか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

国が定めております、隣保館設置運営要綱というのがございます。隣保館職員につきましては、社会福祉主事の資格を有するもの、もしくは社会福祉事業に2年以上従事したもの、また、これからこれらと同等以上の能力を有するものであって、隣保館の運営に熱意のあるものでなくてはならないというふうになっております。センター長、館長に関しましては、社会福祉主事の資格を持っておりませんが、公務員、市の職員のOB等、あるいは長年隣保館業務をされていた方を配置しているところでございます。また、他の職員に関しましても、資格があるかということでございますが、資格は持っていません。

○宮嶋委員

臨時職員については、この資格はいりますよという枠にはかからないわけですね。なくてもいいわけですか。

○人権同和政策課長

臨時職員が指導員というような立場で、業務をする場合については、これと同じように、こ

れにのっとなってなければいけないというふうに要綱に定めております。

○宮嶋委員

ではやっぱり、館長さん以外で相談業務とかにのられる方もいらっしゃるわけですから、それでも同等以上の能力を有する方であるというふうな判断で、ここの臨時職員を決めてあるんだらうと思いますが、これはどなたが、この方はそういうきちっと能力がありますよというふうに決められるのかどうか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

特に先ほど言いました相談業務等をされているのは、館長、センター長が主にやっております。臨時職員というのは、職務としましては、事業の準備等、それから館内の清掃等、それから貸し館の申請等が主なものでございますので、生活相談を受ける館長については、これに適すると思っておりますけれども、その他の方に関しては、必ずしもこれに適用ではなくてもいいのではないかなというふうに考えております。

○宮嶋委員

ということは、臨時職員の方にはそういうくくりがないということですね。はい、分かりました。以上で終わります。

○委員長

引き続きまして、154ページ、人権同和推進費、人権同和推進事業について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

154ページの人権同和推進費、人権同和推進事業費についてです。毎回やっておりますが、部落解放同盟の補助金2409万7229円。全日本同和会補助金256万9123円と、細かい、補助金と言われる割には、細かな数字に、金額になってはいますが、この理由をお願いします。

○人権同和政策課長

細かな数字、決算になっておりますが、この補助金の金額につきましては、平成25年度の繰越額を余剰金とみなしております。26年度の補助金から減額した額を交付しております。部落解放同盟補助金につきましては、26年度の予算額2410万円から25年度の前ほど言いました繰越額が2771円となっておりますので、これを差し引いて2409万7229円となっております。また、全日本同和会の補助金につきましては、26年の予算額257万円から25年度からの繰越額877円を差し引きまして、256万9123円というふうになっております。

○宮嶋委員

たしか私もそういうふうに、補助金から前年度の繰越額を引いた金額だらうというふうに思っていたんですけども、資料の27ページ、32ページにそれぞれの決算書がついてはいるんですけど、これを見ていて、予算額が2410万円で決算額が今言われた2409万7229円で、残額が2771円ですよというふうな形になっているんですよ。そうすると今年この残ったお金が2771円というふうにこれでは読み取れるんじゃないかなと、残額という書き方が、いまいち分からなかったの、ことし使ったお金が残ったのが2771円だというふうに思ったんですけど、そういう理解ではいけないのでしょうかね。

○人権同和政策課長

これは平成26年度の決算書でございます。繰越額が2771円ということになっておりますので、この分については翌年度の予算のほうから差し引くという形になります。

○宮嶋委員

結局、ことし2410万円予算として立てていましたけど、2771円残っていると。で、

決算額がこの金額になりますよということになると、この金額は何か宙に浮いている感じがするんですね、私の感覚だけの違いなのかよくわかりませんが。ちょっと、その辺、私はこれが前年度の繰越金額かなというふうに思ったんですけど、これがことし、平成26年度の繰越金額であれば、ちょっと何か考え方が違うような気がしますけども、これはまた後日きちんとお伺いしたいというふうに――

○委員長

もう一度説明させますので。

○人権同和政策課長

失礼しました。ちょっと訂正させていただきます。この決算書の2771円は前年度の繰越額でございますので、私が先ほど言いましたのはちょっと違ひまして、当初の説明どおり平成25年度に余った繰越額が2771円というふうになっております。失礼しました。

○宮嶋委員

そうだろうと思ったんですね。だから、この決算書のその残額が2771円ですよという、これ平成26年度の決算書なんですよ。計算書からこれだけ残りましたよというのではなく、これは前年度の残りでしょう。この書き方がおかしいのではないのでしょうかと申し上げているんですけど。

○人権同和政策課長

おっしゃるように補助金の予算額に対して決算額があつて、残額というのはございませんので、この決算書につきましても、今後また指導して、わかりやすいような形にさせてもらいたいと思います。

○宮嶋委員

これが、なかなかその団体の補助金の決算書というのが、本当にわかりません。毎回、私は決算委員会に出るたびに聞いているような気がするんですが、資料の中の、これでいきますと、これは団体全体の予算なわけです。予算、決算なわけですよ。じゃあ、その2410万円、市が補助金として渡したと。この分について、どういうふうに使われたのかというのが、この決算書ではわかりませんよね。例えば、この決算書でどの部分がこの2410万円、これからちょっと引くわけですから2400万何某の金額になるのか、説明をお願いします。

○人権同和政策課長

補助金に対しましては、行政の補完ということで交付いたしておりますが、この決算書でいきますと、その事務所費、会議費、事業費につきましては、公益性が認められるということから、行政の補完業務と位置づけております。また、自主財源というのがございますけれども、充当しておりますのは、この決算書の中で食糧費、備品費、人権のまちづくり費、狭山行動費、書籍費、市協大会費、県連大会費のほか、一部自主財源を充当しております。専門部予算の一部、それからその他の行動費の一部、地区統括調査費の一部、渉外費、慶弔費を除きました費目が、行政の補完業務という部分に当たるものとして認識しているところでございます。大変見づらいものになっているということは認識しております。

○宮嶋委員

所管課が見づらいものと認識しているというような決算書が出てくるということが問題ではないかなと思います。ぜひ、団体補助金の決算書というのを、これ前も言ったと思うんですけどね、出させていただきたいんですね。今言われたように補完業務、行政の補完業務だからというふうに言われますけれども、どれが補完業務に当たるのか、本当に必要なのかどうかというのが全然わからないわけですよ。この団体補助金については、これまでいろいろやりとりした経過の中から、運営費補助から事業費補助に変わったというふうに認識しておりますが、間違いありませんか。

○人権同和政策課長

運動体の補助金に関しましては、補助金の提言もございましたので現在、運営費から事業費のほうに転換を図って、精査しているところでございます。

○宮嶋委員

ということであれば、この補助金でどんな事業をやったのかというのが、やっぱりわかる決算書を出さないと、本当にこの金額が妥当なのか、こんだけの仕事をやっているんだったら、足りないんじゃないかという論議もできると思うんですよね。実際そうですよ。それで、再三申し上げていると思いますけれども、そういう補助金、市の財政から考えると相当な金額の補助金交付をやっているわけですから、きちっとこういう中身がわかるような決算書を出していただくようお願いしたいんですが、いかがですか。

○人権同和政策課長

資料についておりますのは、市協、飯塚市部落解放同盟飯塚市協議会の決算書でございます。委員ご指摘がありましたように、今の形が最善という形ではないと思っておりますので、先ほど言われましたように、補助金用にわかるような決算書等も含めて、指導をしていきたいと思っております。

○宮嶋委員

その答弁はもう何回か聞いていると思うんですよね。ぜひ、平成27年度からの決算書、予算書はどういう形になるのかわかりませんが、次の決算書からきちっとした補助金の決算書を出すというふうに確約をお願いしたいんですが、いかがですか。

○委員長

人権同和政策課長、これ毎年この意見が出てね、おかしいとよ。はっきり言って。きょうは宮嶋さん、優しく言ってあるけどね、毎回、毎回、今からもう20年近くこの問題いつもあって、1時間ぐらいかかるんですけど、そういう内容を、僕も監査委員におるときにね、どういう形でやれるかということ、ざっと出とったわけよ。鉛筆書きだったから。もう一遍きちっとしなきゃ駄目だって言って、ようやくここまで、つけたんだったら、ここだったら2400万円の中身をね、これから抜粋するのは難しいかもわからんけど、そこは指導をしてね、やっぱりつくっとかんと、毎回、毎回この問題でご存じのように、あっているじゃないですか。ひとつそういうことを踏まえた中で、次年度の予算書と決算書の中身についてですね、すぐに答弁できるような状態を、次からつくっていただきたいことをお願い申し上げます。

○人権同和政策課長

ご指摘の点、鋭意進めていきたいと思えます。

○宮嶋委員

やっぱり税金を使って補助金を出すわけですから、その補助金でそれなりの仕事をしていただいているということで補助金を出すというふうには言われておりますけれども、本当にその中身がどうなっているのかというのが審査したいわけですよ。それで、やっぱり補助金の交付要綱の中にはいろんな項目があるんだと思いますが、きちっとした報告書を出さないのであれば、補助金を出さないというくらいの姿勢でいかないと、お伺いを立てて出させていただくように指導しておりますという答弁では、また来年同じことを聞かないといけないと思えますので、もう一度、その辺の覚悟を聞きたいと思えます。

○人権同和政策課長

繰り返しになりますが、鋭意進めてまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、156ページ、新庁舎建設事業費について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

156 ページの本庁舎建設費、新庁舎建設事業費についてということで、建設工事6億9145万1160円というのがありますが、これの内訳をお願いいたします。

○総務課長

新庁舎建設に係ります工事代金の前金払いにつきましては、規程で契約金額の10分の4以内、2億円を限度としますが、これとされますので、建設それから空調設備、電気設備の3つの工事代金の前金として、それぞれ2億円で6億円、それから給排水衛生設備工事の前金が8488万8000円、それから新庁舎の外周整備工事に656万3160円ということで、合計6億9145万1160円となるものでございます。

○宮嶋委員

前金ということで、お支払いをされたということですけど、今後は、もうこれは工事完了までこの支払いはないわけですかね。

○委員長

質問がわからなかった。

○総務課長

建設工事につきましては、部分払い等で、27、28で支払うような形になります。

○委員長

次に、158 ページ、諸費、LED防犯灯借上料・防犯灯設置工事について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

158 ページ、LED防犯灯借上料2403万9540円と防犯灯設置工事40万5千円につきましては、この質疑通告のとおり関連がございますので、あわせて質疑をいたしたいと思っております。防犯灯は街路、公園など野外において防犯を目的として設置されております。また、夜間における歩行者の安全確保や犯罪防止を図るため、一定以上の明るさを保つことが重要でございます。人が歩くため最低限の照度を確保できるよう設置されるのはもちろんのこと、深夜の犯罪発生率が高くなる時間帯ですから、暗がりを生じさせない設置が望まれます。防犯灯を設置することで、歩行者に安心感を与えることができますが、部分的に明る過ぎる部分が生じると、そのほかの部分の暗く感じてしまい、不安感を増長します。過剰な明るさを深夜に続けるのは、光害による周辺地域への悪影響や生態系の悪影響も懸念されるため、周辺環境にあわせバランスのよい配置計画が望まれております。本市においては、蛍光灯よりはるかに照度が高く、消費電力が低減され、ランプの寿命の長いLED防犯灯を、平成25年市内全域に変えたわけですが、26年度、1年が経過したわけですが、このLED防犯灯の内容についてお伺いしたいと思います。防犯灯の借上料について、リースしている灯数は何本ぐらいありますか。

○防災安全課長

平成25年度に設置いたしました1万1862本でございます。

○吉田委員

平成25年度に設置した防犯灯について、設置後の不具合についての状況についてお伺いします。不具合は何本ぐらいあり、その対応はどのような形になっているのか、お答えをお願いします。

○防災安全課長

不具合といたしましては、不点灯、電灯がつかないというのがございまして、その数については102件ございました。一般的に初期出荷の不具合は、1%程度と言われておりまして、本市においては、0.86%の割合となっております。不点灯が生じた対応につきましては、自治会等からの連絡がありましたあと、現地を確認いたしまして、業者において取り換え等の対応をいたしております。おおむね、4日程度で取り換えができてはおりますが、かなりの時

間を要したものといたしましては、九州電力が設置いたします、自動点滅機の故障の特定及び製品の取り寄せに2週間程度を要したものの、九電の引き込み線の劣化による断線の特定に2週間程度を要したものの、また原因不明なもので、数回取り換えを行ったもの等がございました。

○吉田委員

先ほど申しましたが、明るいところから暗いところに行くと、非常に危険性も多いことから、なるべく早い対応をお願いします。それとは別に、この管理されている街灯についてですが、街灯沿いに雑木等が発生して、照明が見にくくなるという状況が見受けられます。要望等も受けておりますが、ここらへんの対応は業者がしているのか、どちらのほうで対応しているのかについて、お願いします。

○防災安全課長

市道でございましたら、道路管理者、その他の施設でございましたら、各施設の所管課において伐採をしております。自治会で自治会内の民地でございます樹木等については、自治会から樹木の所有者に伐採等のご相談をさせていただいておりますが、自治会で対応できないような事例がある場合につきましては、市職員がまいりまして、樹木所有者に伐採等のご相談をさせていただいております。

○吉田委員

雑木等は、常に成長するものですから、行政の機関であるところでは、早急の対応並びに私有地、民有地につきまして、なかなか近所さんでしたら、どうしてもその自治会からその個人の方に言うのもなかなかおこがましいとか、あとは地域での問題も発生することもありますので、そこら辺は行政のほうでいろいろとなかに入った中で、骨折りをかけますと思いますが、その点をよろしく願いいたします。続けていいですか。

○委員長

はい。防犯灯設置工事は関連事項ですから、お願いします。防犯灯設置工事40万5千円について、防犯灯設置工事というのは、新たに設置工事される工事ということですが、内容についてお聞かせください。

○防災安全課長

市が管理いたします防犯灯の設置工事でございますが、平成24年度までは、防犯灯の灯具の設置や九電柱等がない場合の防犯灯のポール、柱でございますが、その新設、老朽ポールの取り換え、または移設する工事でございますが、平成26年度からは、防犯灯をリースしておりますので、ポールに関する新設等の工事でございます。

○吉田委員

リースの防犯灯の設置条件について、お尋ねをいたします。市管理分と自治会管理分のポールの分と、電柱に設置した状況について、どのようになっているのか、お願いします。あわせて、平成26年度新規で設置した街灯についてもお答えください。

○防災安全課長

平成25年度に設置いたしまして、26年度からリースを開始いたしました防犯灯は、市管理分につきましては、合計で2531本でございます。ポールへの設置分が410本、九電柱等への設置分が2121本となっております。また、自治会管理分につきましては、合計で9331本でございますが、ポールへの設置分が2250本、九電柱等への設置分が7081本となっております。また、平成26年度に設置いたしました防犯灯は、市管理分につきましては、合計で25本。そのうちポールへの設置分が1本、九電柱等への設置分が24本となっております。また、自治会管理分につきましては、合計で54本ございまして、ポールへの設置分が15本、九電柱等への設置分が39本となっております。

○吉田委員

ただいま説明いただきました平成26年度の設置状況ですが、この設置にあたっての行政の負担金並びに自治会負担金等について、お示しいたきたいのですが。

○防災安全課長

防犯灯リース事業の開始に伴いまして、飯塚市LED防犯灯事業分担金設置条例を平成26年3月に施行いたしまして、自治会の負担金について定めております。分担金につきましては、1灯について、九電柱等への取り付けによります共架式、これが1万5千円としております。また、自治会がポールを設置する場合は、ポールの設置の自治会負担を考慮いたしまして、5千円としております。自治会の負担金がございますが、リース期間中の灯具の交換等の維持管理費用は不要でございます。LEDとなること、電気代も軽減できますことから、自治会にご協力をいただいているところでございます。

○吉田委員

ポールの話で、自治会負担でやっているとありますが、平均的な単価等ほどのくらいの金額を支出されているのでしょうか。今の説明ですと、九電柱等については1万5千円でLEDランプをつけると。ポール設置については1万5000円ですけれど、自治会の負担があるから、5千円で設置しているというご説明だったと思うんですけれど、それに対して、別枠で、自治会負担でポールの設置をされているということなんですけれど、その金額等がわかれば、お示してください。

○防災安全課長

自治会直接のポール設置ということになりますので、平均的に3万円から5万円の鋼管柱の設置をされるということは聞いております。

○吉田委員

はい、わかりました。平成25年度、26年度、さらに今年度についてもいろいろと要望等が出てきておると思いますので、引き続きお願いします。

警察庁が示している安心安全まちづくり推進要領において、公共的なエリアの照度基準も別に定めております。犯罪抑制には、監視性の確保が有効であり、照明によって地域を明るく照らし、犯罪防止行為を行える第三者に対し、目撃されるかもしれないという感じを起こせることにより、犯罪抑制を促します。さらに、雑木等の撤去や不点灯、ランプ切れは速やかに改善していただき、新設の要望があれば、調査のうえ、別途予算措置も必要ではないかと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。以上で終わります。

○委員長

続きまして、158ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、引き続き吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

159ページ、老朽危険家屋解体撤去補助金の251万円について質問いたします。近年、空き家等が増加し、不完全な管理のまま長年放置されることにより、老朽危険家屋となることで、周辺住民の生活環境を著しく損なっております。このような状況を改善し、防止し、生活環境の安心安全及び防犯・災害のまちづくりを推進することを目的に、所有者の責務や調査指導、助成制度、空き家等の適正に関して必要な事項を定めるため、飯塚市空き家等適正管理に関する条例を平成25年4月1日に施行され、助言、指導、勧告、命令に従って必要な措置を講ずるものに対し、解体及び撤去に要した経費の2分の1、50万円を上限とするという助成をすることとしております。老朽危険家屋撤去助成金について、交付の要件についてお示してください。

○防災安全課長

老朽危険家屋解体撤去補助金につきましては、老朽危険家屋の解体に対して、交付するもの

でございますので、まず、解体についてご相談等がございましたら、事務担当職員において現地調査を行いまして、その後、技術職員によりまず老朽危険度の評価を行います。評価の区分といたしましては、構造一般の程度として、基礎及び外壁の評価、構造の腐朽または破損程度といたしましての基礎、土台、柱、梁、外壁、屋根の評価。防火上、または避難上の構造の程度といたしまして、外壁及び屋根の評価。排水設備の程度といたしまして、雨どい等の雨水排水の評価を外見目視により、それぞれ行っております。この評価によりまして、100点以上となる物件で、かつ所有権以外の権利が設定されていない建築物、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物、公共事業等による移転、建て替え等の補償の対象となっていない建築物が、解体撤去補助金の交付対象となります。

○吉田委員

説明いただきました、解体撤去補助金の交付手続の流れについて、お示してください。

○防災安全課長

解体撤去補助金の交付対象であります、建築物の所有者等は、まず、補助金交付申請書を市へ提出していただきます。市においては、交付申請書を受領後、解体撤去補助金の交付の決定の通知を行います。申請者は交付決定通知後に、解体工事を実施され、解体後に実績報告書を提出いただき、建物の解体を確認しまして、補助金の確定通知を行っております。申請者は、確定通知受領後に請求書を市に提出いたしまして、その請求書を持って、補助金をお支払いしております。

○吉田委員

この補助金の交付申請数及び補助金の実績について、補助金額とあわせて、お答えをお願いします。

○防災安全課長

老朽危険家屋解体撤去補助金の申請につきましては、平成25年度は8件で380万7千円、平成26年度は6件で251万6千円でございます、そのすべてについて、補助金の交付を行っております。

○吉田委員

幾分か進んでいるようです。老朽危険家屋については、相談があつてから、所有者に対し、適正管理の通知を行っていると思っておりますが、飯塚市の空き家等適正に関する条例では、助言、指導、勧告、命令があり、命令に従わない場合は公表することを規定しています。それぞれの状況については、どのようになっていますか。

○防災安全課長

助言、指導、勧告、命令につきましては、老朽危険家屋と認定した空き家の所有者に対して、発するものでございまして、助言につきましては、平成25年に15件、平成26年度に6件を発しております。指導・勧告・命令まで至ったものはございません。あわせまして公表した物件もございません。

○吉田委員

公表・指導、指導までで進んでないということですが、進まないという理由について、その件数と理由についてお答え願えますか。

○防災安全課長

まず、空き家に関しての相談件数においては、平成25年度が71件、平成26年度が31件となっており、解決の件数は平成25年度が16件、平成26年度が12件となっておりまして、未解決が74件となっております。解決していないものの要因及び件数といたしましては、建物が登記されていないなど所有者が特定できないものが18件、所有者の経済的な状況によりまして解体除去費用の捻出が難しいものが13件、所有者の特定を行うため関係機関な

どへの調査、照会を行っているものが5件、所有者、相談人等が判明いたしましても、関係者同志の調整がとれないものが15件、また、解体業者の都合がつかないものが1件、所有者、相続人等に周知しても市への連絡等がないものが22件となっております。

○吉田委員

この空き家、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例には、老朽危険家屋に対する助言、指導、勧告及び命令、さらには公表と、もう1つさらに代執行とありますが、今後どのような、これに対して適正管理条例に基づいた手続きを踏んで進めていかれるのでしょうか。お答えをお願いします。

○防災安全課長

解決していないものの要因等もごさいます。これまでもお答えをさせていただきましたが、粘り強く所有者等に対してお話し合いをし、適正な所有者の管理を進めてまいりたいと考えております。

○吉田委員

先ほど説明の中で、所有者が特定できないというところについては、ここら辺についてもやはり早急に解決できる方策といえば、やはり法的措置に則って代執行とかいうことも考えられますし、なにせ老朽危険家屋とは、通学路に面していたり、道路に面していたり、例えば近隣の家に倒れて被害をかける、被害をもたらす、景観を損なわれると、いろいろ危険性が著しく多いことから、その点、この条例をせっかく制定したわけですから、もう一度言いますが、危険箇所の早急な対応についてお願いし、この質問は終わりたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

次に、第3款、民生費及び第4款、衛生費、168ページから212ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています172ページ社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援業務委託料について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

172ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援業務委託料について、132万5000円という委託料が上がっておりますけれども、こちらの分について質問させていただきます。こちら資料要求のほうもさせてもらいました。資料要求の47ページから51ページのほう出してもらっています。あと成果説明書のほうの30ページの上段のほうに、こちらの詳細があります。こういったのを参考にしながら、質問させていただきますけれども、まず、この制度そのものですが、成果説明書のほうの上段のほうにも書いてありますけど、生活保護受給者以外の方の生活困窮者の方に対する就労その他の自立に関する相談支援事業利用のためのプラン作成等支援体制を構築するというふうな、そういった生活困窮者の方に対する支援の委託料であるかと思っておりますけれども、制度の趣旨としては、生活保護の受給に至る前段階で、何とかならないかというふうな、いろんな措置を、対応策を講じていくというふうな趣旨の制度であると思っておりますけれども、この業務委託料これそのものは、実際中身としてどういった目的を果たすために支出された分になるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

平成25年12月に制定交付されました生活困窮者自立支援法の平成27年4月1日施行に伴い、所要の措置を講じたものでございますが、具体的には、この法制度上、福祉事務所を設置する全国の自治体は必須事業として、自立相談支援を直営もしくは業務委託により実施するということになっておまして、本市では穂波庁舎に相談室を設け、現在、株式会社ACRというところに業務を委託して行っております。

○永末委員

そういった形で業務委託をされて、行っている分の委託料ということになるかと思うんですけども、成果説明書のほう、ちょっとページが飛びますけど、127ページのほうに、市のほうから、当初から提出してもらっている資料として、保護の状況推移表というのがございます。平成22年から26年ですね。5年分がありますけども、相対的なすべての人員に関しましては、若干下がってきている、減ってきている傾向にあるかと思っておりますけども、やはりまだ保護の開始件数というのが283件上がっております。当然に、生活保護という大切な制度でございますので、そちらを利用しなければならないという方に関しては、確実に利用していただくべき制度でありますので、この制度に関してどうこう言うことはありませんけども、ただこういったことで、もしかしたらその中には、この制度に頼らなくても、何とかしてやっつけられるというふうな方も含まれているということも、お話として聞きます。ですので、やはりこちらの制度自体、今回の困窮者自立相談支援業務というのは、大変に市の財政的な負担を少しでも減らしていくという意味でも大変な業務であるかと思っております。こちらの、先ほど説明がありましたけども、委託先、株式会社ACRということでございますけども、実際に決定されて事業のほうは27年の4月1日施行ということですけども、実際決算として、26年度でございます。これ事業開始前の26年度から開始されている部分について、追加の補足の説明をいただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどご答弁申し上げましたように、この制度、本年4月1日からの施行となっております。本制度の導入に係る方策協議を重ねることといたしまして、昨年平成26年の9月に、庁内6部10課の課長職員で構成する制度導入検討会議を立ち上げまして、協議を進めてまいりました。その後関係要綱を整備する中で、委託業者選定委員会を設け、公募の上、プロポーザル審査による業者の決定を行い、その結果、先ほど申しました株式会社ACRと平成27年2月10日に契約を締結いたしました次第でございます。法制度の施行は、4月1日でありましたので、厚生労働省社会援護局でも制度施行円滑化特別対策事業といたしました。前準備となる事務処理体制の整備など、一時的に発生する自治体の事務を支援するということを目的に、対象経費の特例交付を行っております。本市では、この交付金等を活用いたしまして、4月1日からの事業開始に向けた準備事務も含めて、取り組みを進めてきたということでございます。

○永末委員

では、こちらの委託料132万5000円の内訳をお示しく下さい。

○社会・障がい者福祉課長

法制度の規定によりまして、義務付けられております相談室の設置に係る準備費用といたしまして、主任相談支援員、相談支援員、事務員等の事務研修を含む人件費、あるいはパソコンなどの機器購入費用、直通電話やコピー機械の借り上げ料、設置工事費、または需用費などでございます。

○永末委員

事前の準備ということですので、実際の事業というのは、当然今年度からですので、今現在進行中であるかと思うんですけども、こちら先ほど答弁の中でもありましたけども、直営もし

くは委託というふうなところで進められるということでありましたけども、本市におきましては、今回直営ではなく、委託というふうな選択をされているわけですが、これは直営というふうな選択もあったのではなかろうかと思うんですけど、あえて委託を選ばれた理由をお示しいただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

本事業は、地域の生活困窮者とされる複合的な悩みを抱えておられる方々の相談に応じながら、相談者の経済的社会的自立を促すことを目的といたしております。失業者、多重債務者、引きこもり、心の悩みがある方、あるいは発達障がいのある方が相談に来られるという想定から精神保健福祉士などの資格を有する実務経験と就労支援が可能なキャリアカウンセラーなどの知識が必要になると考えまして、相応の能力を発揮して、所定の目的を達成できる事業者に委託したものでございます。

○永末委員

では、今委託にされた理由のほうも聞きましたけども、答弁ありましたように、その対象となる方が失業されている方であるとか、多重債務者である方、引きこもりの方、心の悩みがある方というふうな、本当に現代社会の、現代社会に多くいらっしゃるんじゃないかと想定されるような方を、対象にしてやっていく事業でございますので、確かに、専門性という部分ではそういった部分をしっかりと確保するという意味では委託というのは、ありかなと思います。ただ、その時に、やっぱりこう単純に委託ということだけで済ませるのじゃなくて、やはりその中で職員の方が学べる部分があれば、そこから学んで、やはり市と現場とのつなぎというのをしっかりとやっていただきたいと思います。関連になるんですけども、資料要求を行わせてもらっていた分で、47ページのほうで、印刷物等を、実際に配布された印刷物等について、要求させていただきましたが、この中身を少し説明していただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

この制度を市民の皆さんに対しまして、生活自立支援相談室の開設と相談受付をはじめますというご案内のために、市報4月号に1ページを使いまして、掲載を行ったところでございます。また、同様の内容を示す案内チラシと事業の内容を示すリーフレットというものを、それぞれ色刷りで2万部ずつ作成いたしました。これは、社会福祉協議会やハローワーク飯塚、筑豊若者サポートステーション、あるいは障害者就業生活支援センター、人権啓発センター、筑豊労働者支援センター、シルバー人材センターと、関係行政機関あるいは行政がそれぞれ所管する相談関係の部署がございまして、そういったところへの配布を通じて、これらの関係機関とも連携を確認するというのもありまして、活用したところでございます。また、各地区の自治会連合会、それから民生委員児童委員協議会等の各種会議にも出向きまして、このチラシなど、印刷物を参照していただきながら、本事業の趣旨を説明して理解と協力を求めています。

○永末委員

今のこの印刷費用なんですけど、これに関しても、この対策事業の対象経費となっているということでもよろしかったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。対象特例交付金の対象経費となります。

○永末委員

こちらの、少しまだ残っている部分もあると思いますので、残りのこういった部分もしっかりと活用されていくことだと思うんですけども、1点、先ほどこの印刷物をどういった形で、配布されてきたかというふうな話がありましたけど、各種いろんな機関に出向いて、そこに設置されたり、実際にそこに出向かれて、配布されたりとかというふうなことで、こちらの分を

配って、周知するために使ってきたかと思うんですけど、実際に、こちらの制度自体、先ほど申し上げましたように、大変に今後重要な制度になってくると思いますので、少しでも、直接本当に困っている方に、この制度を知っていただかなくちゃいけないと思いますので、配る方法というのをもう少しいろいろと工夫されていったら、いいんじゃないでしょうかと思います。例えば、やはり通常情報目にする者としては、直接ポスティングでありますとか、新聞の折り込みチラシとか、新聞の広告とか、そういったことで、知ることというのは、結構多いと思いますので、そういった形での配布で、この制度の周知徹底に努めていただければと思いますけども、そのあたりいかがでしょうか。

#### ○社会・障がい者福祉課長

委員ご指摘のとおりでございまして、このチラシ、リーフレット等につきましては、やはりそれを有効に活用するということが、私どもの命題でございまして。まずは、この制度を周知すると、知っていただくと、市民の方に知っていただくということから始めさせていただいておりますけども、先ほど申しましたとおり関係行政機関あるいは相談各所におきましては、このチラシの内容をしっかりとお話をしたうえで、そこから相談につないでいただく。じゃあ、それは穂波のほうの相談室があるから行ったらどうでしょうかというご紹介をいただくといったことも含めて、有効に活用できるようにいたしたいと思っております。

また、チラシも限りがありますので、私ども考える中では、市役所の関係部署との連携強化が重要ではなからうかというふうに考えておりました。この8月には庁内の担当者を集めた連携会議を開催いたしております。そこでは関係各課、担当職員に対する事業の趣旨説明を行いまして、連携協力を依頼したところでございまして。当初は市報やチラシを見て相談に来たという方がほとんどでございましたけれども、最近では市役所の関係部署から案内されて、相談に来られるという方がふえてきておりますので、あわせて市民の皆さんへの周知、関係機関との連携などを進めていきたいというふうに考えております。

#### ○永末委員

今回のこの事業に関しては委託という形で進められていますので、実際にその直営でありましたら、市の職員の方の時間等もとられるという部分、負担がふえるという部分になってくるでしょうけど、実際、委託ということですので、極端な話、そちらのほうに困っている方をご案内して、あとはしっかりと対応していただくというところで、期待して、委託されていると思いますので、市の役割としては、やはりそこをしっかりとつないでいくという部分にあるかと思っておりますので、その周知徹底というのを、しっかりと保護課のほうと連携を図りながらやっていただきたいと思っております。以上で終わります。

#### ○委員長

次に、178ページ、福祉タクシー補助金について、宮嶋委員に質疑を許します。

#### ○宮嶋委員

178ページの障がい者福祉費、福祉タクシー補助金についてお尋ねします。この補助金の目的と内容をお願いします。

#### ○社会・障がい者福祉課長

この補助金につきましては、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、在宅福祉の増進を資することを目的といたしております。在宅の重度心身障がい者に対しまして、小型タクシーの初乗り基本料金、640円でございます。また個人系であります介護タクシーなどは590円という設定がございますけれども、これにつきましては、1人当たり月4回分を目安に年間最大48回分を回数券として交付・助成いたしております。

#### ○宮嶋委員

在宅の重度障がい者と言われましたが、その対象者について具体的にお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

対象者につきましては、5つの区分がございまして、まず身体障害者手帳1級の交付を受けておられる方。2つ目に、視覚、下肢、体幹の障がい身体障害者手帳2級の交付を受けておられる方。3つ目に、療育手帳A、という区分の交付を受けておられる方。4つ目に、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けておられる方。5つ目に、人工透析による治療を受けておられる方が対象でございます。そのうち市民税非課税世帯の在宅障がい者というような規定を設けているところでございます。

○宮嶋委員

966万5100円ということですが、この内訳を、申請者数と交付枚数をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

平成26年度の実績につきましては、交付者数529人、1人当たり月4枚の交付となりまして、福祉タクシー券の交付枚数は延べ2万3578枚でございます。そのうち、実際に使われた枚数というのは延べ1万5120枚でございます。利用率から申し上げますと、約64.1%となっております。

○宮嶋委員

月当たり4枚ということで、病院なんか往復すれば2回しか使えないということになるんですが、これはどういうふうに、月4枚ということですけども、月々出されるのか、年間まとめて出されるのか、その辺の配布方法をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

まず、申請をしていただきますので、申請月にもよりますが、一括して年間分を、年度という区分をもって交付することにいたしております。

○宮嶋委員

年度ごとの、いわゆる月数、最初であれば1年分でしょうけども、途中からでしたら5カ月分とか6カ月分とか、そういうことでまとめて支給されるということですね。じゃあ一応1月に4枚ということになってはいますが、これをある月にまとめて使ってしまおうということは可能なんですよ。

○社会・障がい者福祉課長

可能でございます。月4枚というのは、私どもが交付するときの目安でございます。

○宮嶋委員

先ほど説明がありました交付者は529名で、交付枚数2万3578枚ということで、受け取られたけれども必要がなかった、そういう意味ではお出かけになれるほど、お元気でなくなったという方もいらっしゃるのかなというふうに思いますけども、使用枚数が利用率64%ということで、使わずにそのまま年度を過ぎれば時効になるんでしょうけれども、なっているという状況だと思うんですよ。先ほどの障がいの程度で、いろんな障がい者1級だとか視覚障がいの2級だとかというふうなことを言われましたけれども、よくご相談を受けるのが、脳梗塞なんかで半身麻痺とかなるけども、これは固定しないと障がいにならないという段階で、ほんとに不便を感じていらっしゃる方がいらちゃって、片や、自分より動けそうな方がタクシー券を持っているという不満の声が随分上がってきているんですよ。もしこういう余裕が、使われる枚数が少なく余裕があるんでしたらね、もう少しその辺の障がい者というふうに制度がなっているのでもっと難しいのかもしれないけれども、その方の身体状況を見ながら、それに該当するような方に拡大するというようなことを今後検討していただくということではできませんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

平成26年度の決算では、利用率は先ほどの部分で、約64.1%でございます。お使いにな

る、ならないというのは、それぞれに理由があつてのことだと思います。私どもとしては、障がい者の社会参加、あるいは日常生活支援という形で、これをまずは交付すると、使っていただくということを目的としていたしております。当然、窓口では、交付します際に、交付を受ける方にどんなふうに使ってられるかというアンケート、聞き取りも行っておりますし、また障がい者団体との調整も行っているところがございます。現状として、すべて満足がいくかどうかわかりませんが、まずはこの制度の趣旨を全うしたいというふうに考えております。

#### ○委員長

次に、198ページ、健康づくり推進費、健幸ポイント事業について、永末委員に質疑を許します。

#### ○永末委員

198ページに、健康づくり推進費、健幸ポイント事業費についてお聞きします。この前の一般質問でも行いましたが、現在、飯塚市の抱える財政的な問題として、やはり歳入を、しっかりと構造改革して行って、自主財源をふやすというのと、プラスして歳出を抑えていく、減らしていくということが大きな課題としてあるんじゃないかというふうに考えています。その際に、最初の中身を見たときに、大きな部分として、こういった医療費、そういったものはですね、今後、高齢化がますます進展していくということが人口ビジョンでも示されておりますけれども、そういう今後の社会情勢を踏まえまして、やはり今後にかかってくる費用というのは本当に大きなものになっていくんじゃないかなというふうに考えております。やはりここをどう抑えていくと言いますか、現状を維持する、もしくは抑えていくというふうな方向性をつくるために、やはり現状の、そういったことに対して意識が比較的薄い、そういう無関心層に対して、しっかりと行動をとっていただくというふうな、そういった変革が大事ではないかなと思うんですけれども、平成26年度からこの健幸ポイント事業というのは実施されておりますけれども、この事業の内容と今回のこの経費の中身についてご説明ください。

#### ○健康・スポーツ課長

お尋ねの健幸ポイント事業でございますけれども、市民の誰もが健やかで幸せに暮らせるまちを目指すことを目的に、今質問委員が言われましたように、行動変容、普段運動されていない方々の行動変容を誘導するため、平成26年度から実施をしております。今年度が2年目となっております。取り組んでいただく項目としましては3項目ございまして、1つ目の項目としましては、健康になる目標に向かっておおむね3カ月以上取り組んでいただくこと。また、特定検診やがん検診等の健康診査を受診すること。市が実施する教室やイベントに参加すること。この3つの項目をクリアされますと、各項目につき1ポイント付与するようしております。3ポイント貯まりましたら、応募はがきに必要事項を記入後、応募していただき、抽選で200名の方に商品が当たるようにしております。経費につきましては、記念品料200人分でございますが、18万2250円、通信運搬費10万6千円、消耗品費27万1592円でございます。26年度の応募者は全部で269名でございます。商品につきましては、健康増進や衛生保持に資する4商品を選び、その中から選択ができるようにしております。なお、27年度につきましても事業は継続しておりますが、2年目であることから応募者の予測がつきにくいこともあり、26年度と同じ内容で実施をしておりますが、さらに周知に努め応募者が増加していければというふうに考えております。

#### ○永末委員

昨年度から取り組んだ新規事業ということですので、まだまだ検討段階もあるかと思うんですけれども、先ほどですね、本市の行っている健幸ポイント事業につきましては、同僚議員から一般質問等も頻繁にあっておりますけれども、私が感じていることは、取り組みの方向性と言う

か、主旨は正しいと思うんですけども、やっている中身をもう少し工夫していったら、もっともっと広がるのではないかというふうな考えを前々から持っております。例えば、抽選で200名に商品が当たるというところに対して、実際に応募者が269名きているというふうなところもありますので、そういった部分ではなく、もっともっとう斬新的な取り組みに舵をきって行かれたらどうかというふうに、思っておるんですけども、例えば、そういったことを考えるときに、やはり先進地の事例がどうなっているのかというふうなことは、しっかりと検討に値するものがあるかと思えます。特に、その中でも思うのが、地場の民間の企業を何とかして取り込んで、そこと一緒になってやっていくというのが、大きな広がりを生む1つのポイントじゃなからうかと思うんですけども、その点に関しまして、どのように考えられますか。

#### ○健康・スポーツ課長

先進地といたしましては、私どもも入っておりますSWC首長研究会の会長市でもあります、見附市がございますので、見附市の例でご説明をさせていただきたいと思えます。見附市では、定員を限定の500名としております。また、どのようなことをすれば、ポイントがもらえるかでございますが、まず、歩くこと、市が実施する健康づくりプログラムに参加すること、体組成の改善検診を受けることとなっております。ポイントとしましたら、入会をしたポイントとして1千ポイント、頑張っていますポイント800ポイント、行きましたポイントや変わりましたポイントで1千ポイント、検診を受けたよポイントで1千ポイントというふうになっております。このポイントを貯めまして、それを還元するわけでございますが、見附市では見附市の地域商品券というのとポンタカードのポイントに変換ができる。また、社会貢献として、学校や地域への寄附ができるというふうな3種類のものを選んでございます。先ほど言われましたように、民間の企業につきましても、この事業につきましても、大規模健康ポイント実証事業といたしまして、みずほ情報総研が事業全体を総括し、国の助成を受けながら、自治体や企業、筑波大学の産官学で連携をして、実施をされている事業となっております。当然、民間企業が入られることで、非常に斬新なポイントの交換等につきましても、非常に魅力のあるものになっているのではないかというふうに考えます。

#### ○永末委員

今、ご紹介いただきましたけど、大変に面白い取り組みじゃないかと感じました。やはり、いかにして市民を巻き込んでいくかという部分だと思います。やはり、行政が、ちょっと何かやっているよ、ぐらいの感じではなく、むしろ市民のほうから積極的にやってみたいというふうに思えるような制度設計を、ぜひ工夫していただきたいと思います。もし仮に、見附市のやっている同様の内容でこのポイント事業を本市で行った場合、どのくらいの費用がかかるものか、もし概算等がございましたら、お答えください。

#### ○健康・スポーツ課長

お尋ねの見附市が実施しております事業を、仮に飯塚市が実施した場合の負担額でございますが、見附市と同じ定員を500人とした場合は、事業費と負担金を合わせまして約1200万円、定員を倍の1千人としましたら、1570万円程度になる見込みでございます。なお、この数字にはパソコン等の機器やネット回線使用料設備等は含まれておりません。

#### ○永末委員

この事業に関して、当然目的は、医療費の抑制にあるわけですけども、その効果が実際に出るというふうに考えていらっしゃるのか。また、今後の展望をどのように見ておられるのか、ご答弁ください。

#### ○健康・スポーツ課長

SWC首長研究会を主催、またこの事業を総括してあります筑波大学の久野先生によります

と、無関心層が大体7割いるそうでございます、そのうちの3分の1を健康活動のほうに誘導することで、非常に効果が出るというふうに言われております。また、その仕掛けとしましての事業の周知やインセンティブの付与の仕組みや、そしてポイントの活用に工夫を凝らしていくと、非常に効果が出るというふうに言われております。また、先ほどの見附市の久住市長でございますが、見附市において、先進地的な事例を行われておりますが、多彩なポイントメニュー等の情報が地元メディアや口コミを通じて伝わると、急激に申し込みが伸びたということで、1千人で締め切ったが、そのうち300人を超える方は今まで健康施策に関心が全くなかった方、薄かった方々というふうに分析をされております。また、この全体の3割が動かせたということで、非常に今後の医療費の削減効果も期待ができるということでございます。また、先だつての首長研究会でもそういった成果が出てきているという報告が、実際に研究成果として報告がなされております。

今後の展望でございますが、これまでの健幸都市の取り組みから各種健康教室の参加者は増加傾向にございまして、健幸ポイント事業は、健康づくりのきっかけになりますかというアンケートをとりましたところ、6割の方がきっかけづくりになると回答していらっしゃいます。しかしながら、事業の目的であります無関心層の取り込みについては、さらに力を注いでいく必要があるのではないかと考えております。ポイントの対象事業をさらにふやす必要がございまして、また、現状では紙媒体での応募ということが、普及啓発しにくい要因の1つであるとも判断をしているところでございます。今後は、パソコンやスマホからの応募ができる電子化や健康マイレージシステムにつきましても、多額の経費がかかる状況ではございますので、導入については未定でございますが、長期的な取り組みになる事業でございますので、クラウドサービス等の活用ができないかを検討しているところでございます。そのため、現段階では対応可能と即される対象事業の追加について、協議を進めております。

#### ○永末委員

最後にさせていただきますけれども、今の答弁を総じまして、大変健幸ポイント事業はきっかけになりますということで、そういったアンケート結果も出ていますし、やはり大学教授の方のお話でも、マジョリティーかえていくことで、市全体が変わっていくという可能性が十分にあるということでございます。実際に見積もれた分ですね、見附市がやっているような同じようなことをされたときに、500名に対して1200万円、1千人に対しては1570万円程度の経費ということでございますけれども、十分にその見返りと言いますか、投資ということで考えますと、十分な投資効果がある事業になってくるんじゃないかというふうに考えますので、ぜひ、この部分に関しましては、今回の決算を踏まえまして、来年度の予算等でしっかりと反映していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

#### ○委員長

それでは引き続きまして、200ページ、健康づくり推進費、保険事業健康診査委託料について、永末委員に質疑を許します。

#### ○永末委員

200ページ、健康づくり推進費、保健事業健康診査委託料につきまして、質問させていただきます。費用的には、38万9千円ほどの部分が計上されておるかと思うんですけども、成果説明書の42ページになります。この中身について、少し具体的にお示しいただけますか。

#### ○医療保険課長

保健事業健康診査につきましては、平成18年度の医療制度改革によりまして、平成20年度から実施しております特定検診を受診することができない40歳以上の生活保護受給者を対象としました健康診査でありまして、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を促すことを目的とした事業でございます。

○永末委員

この健診の委託先、検診内容をお尋ねします。

○医療保険課長

この検診業務につきましては、個別検診として実施しております、医療機関の取りまとめを行っております、一般社団法人飯塚医師会に委託をいたしております。受診を希望される方は、最寄りの医療機関に事前に電話を入れていただき、受診していただくこととなります。検査項目といたしましては、血圧検査を始め、肝機能検査や血糖検査、尿検査、腎機能検査等で、国民健康保険加入者の特定検診と同じ内容でございます。なお、検診にかかる料金は無料となっております。

○永末委員

平成26年度の受診状況をお示してください。

○医療保険課長

この検診の対象者は、先ほどご説明いたしましたとおり、40歳以上の生活保護受給者となっておりますが、このうち医療保険の被保険者や生活習慣病ですでに医療機関で治療を受けている方、それ以外の内蔵系の疾患により定期的に通院している方などは除いております。平成26年度の対象者数は1002人で受診者数は41人、受診率は4.1%となっております。

○永末委員

大変に何でしょうね、もったいないと言いますか、無料で受けられるような、この健診なんですけど、実際に受診率が4%しかないというふうな現状でございます。当然、健康であることに対して、健康でないことを願うような方はいらっしゃらないと思いますので、やはり保護を受けている方が対象ということでございますけども、しっかりと、ここに対する周知を行っていくべきじゃないかと、受診率を見まして単純に思います。この受診率がやはり、ほかの健診等の受診に比べましても、かなり低いと考えるんですけども、この部分はこういったところに原因があるというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。また、もしその何らかの手だてを検討しておるのであれば、ご回答をお願いします。

○医療保険課長

受診率が伸びないということで、ことしの初めにアンケートを実施いたしております。その中で、検診を受けない主な理由といたしましては、定期的に通院しているからというのが、全体の49%、また健康だからというのが17.2%、面倒くさいからというのが15.1%という結果でございました。また、検診に関しましては、名前は知っていたが、内容は知らなかったというのが32.5%、名前も内容も知らなかったというのが39.2%ということで、検診そのものについての周知が十分でなかったということが分かりました。このため、保護課の協力を得まして、検診を受けていただく必要がある対象者をさらに絞り込み、対象者への検診実施の案内やその必要性等につきまして、一層の周知徹底に努めているところでございます。また、受診の機会をふやすため、平成26年度は7月から8月までの2カ月間であった実施期間につきまして、本年度は8月から11月までの4カ月間に延長いたしておりますし、これまで以上に、保護課とも連携を図りまして、ケースワーカーによる個別の受診勧奨を行っているところでございます。

○永末委員

先ほどのアンケート調査なんですけど、通院しているからというのは、あれでしょうけど、健康だからという方とか、面倒くさいからという方がいらっしゃったというのは、やっぱりしっかりと対策が必要ではないかなと思います。当然、健康である方でも検診を受けることで先々の病気の何らかの予兆とかをしっかりと見ていくというのは、検診の意味合いでしょうから、そのあたりはしっかりと行っていただきたいと思います。また、周知ができていないというふ

うな部分もアンケート結果でございましたので、そのあたり課題として残っているのではなからうかと思えます。せっかくの検診でありますので、多くの方に検診、受診していただいて、習慣病の予防とかですね、早期発見に努めていただくというのが、何よりも必要なことではなからうかというふうに考えます。そのことによって、医療扶助費の削減にもつながる、全体的な医療費の削減ということにつながっていくと思えますので、ぜひ、頑張ってくださいと思うんですけども、実際にこの対象となる方、保護を受けられている方と直接的にかかわっておられる保護課のほうで、この実際の検診を受診していただくためにどういった取り組みをされているのか、具体的にお示してください。

#### ○保護課長

説明が重複する部分もございますけれども、保護課におけます平成26年度の受診対象者は、保護を受給している40歳以上の男女、計1002名でございました。これは保護受給者中、年齢条件だけで抽出いたしますと、男女計4881名となりますけれども、これから既に生保検診と同様の検査、身体計測、血圧、尿検査、血液検査等を受けている者は対象外としまして、加えましてレセプト3カ月分の突合により内臓疾患等の受診歴のある者も除外いたしまして、日ごろ通院の習慣のない者を対象者として抽出した人数でございます。このため保護課では、医療保険課と綿密に打ち合わせを行いながら、保護のケースワーカーが担当地区の受給者の中から受診対象者に対しまして受診指導を行っておりますが、この生保検診は、いわゆる生活習慣病を防止するという観点からも、特に失業や解雇による収入減を理由として保護を受給されている方には強く受診指導を行っているところでございます。しかしながら、未受診が多いという結果でございますけれども、先ほど医療保険課長が事後アンケートの結果を説明されたほかにも、受診にあたりまして、事前予約が必要であるから面倒であるというふうなことを考えたり、医療機関までの距離が遠い、今は健康なのでわざわざ健康診断を受診する必要性を感じていないなどの理由から受診率が低いと、そういう結果になっているというふうに考えております。

#### ○永末委員

保護の、医療費を抑制するというのも、市の財政上、非常に重要な視点であるかと思えます。また、先ほども申し上げましたけれども、やはり病気を予防できるということに関しましては、その方の将来のためにも、しっかりとになっていく部分でありますので、ただ一方で、受診率が伸びない、4%というふうな現状もあります。そういったことを考えますと、やはり何らかの行き違いと言いますか、こちら側が提供しようとしているのと、向こう側が受けようとするのに対する何らかの行き違いのようなものが生じているんじゃないかと思えます。やはり、そういったものを解消するためには、受けてもらって、その趣旨をしっかりと理解してもらおうということにあるかと思うんですけども、ただ、受けてもらうというところから始まらなくてはいけませんので、そこの入り口をどうするかという部分になるかと思うんですけど、1点、今までの取り組みとは違った部分というのも設けていかななくてはいけないと思えます。例えば、仮に、受診をするということを引っ張ってこようとしたら、そのときに受診をしてもらうために何らかの特典ではないですけど、インセンティブ、そういったものを受診率アップに向けて与えるということは、1つの具体的な方策としてあるのではないかと考えるんですけども、その部分に関しまして、いかがでしょうか。

#### ○保護課長

質問委員が言われますとおり、確かに医療費抑制ということから考えますと、保護受給者に対しまして、受診指導を徹底させ、個人の健康チェックを推進するということは非常に重要なことであり、この検診を少しでも医療費抑制に役立てるべきであるというふうに考えております。今後は、改めて担当ケースワーカーに受診指導を徹底させるとともに、健康診断の必要性、

目的、意義についての積極的な啓蒙・啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。また、受診率アップのために何らかのインセンティブを設けるべきではないかのご意見でございますけれども、非常に難しいとは思いますが、そのような方策は研究・検討はすべきであろうというふうに考えております。

○永末委員

最後にさせていただきます。具体的な部分に対して、やはり最初の取り組みというのは、なかなか難しい部分もあるかもしれませんが、やっぱりその壁を、何とか乗り越えていただかなくてはならないと思いますので、しっかりと研究・検討はしていきますというふうな回答いただきましたので、ぜひとも、趣旨も踏まえまして、そのあたりの研究・検討をしっかりと進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですので、第3款 民生費及び第4款 衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:19

再 開 13:29

委員会を再開いたします。

次に、第5款 労働費から第7款 商工費まで、212ページから232ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています212ページ、農業委員会費、農地情報管理システム（更新・保守点検）委託料について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

213ページの農地情報管理システム更新委託料についてお伺いいたします。農地情報管理システムについてのお尋ねですが、平成26年度、システムが更新されていますが、どのような更新を行われたのでしょうか、お答えください。また、更新の委託とは別に保守点検の委託が行われていますが、保守点検についてはどのような作業が行われているのでしょうか、お願いいたします。

○農業委員会事務局長

平成26年度施行の農地法の改正によりまして、農業委員会は農地台帳及び地図を作成し公表することが義務づけられました。本市では農地情報管理システムを平成20年度から導入しまして運用を行ってきたところですが、この法改正に伴いまして、公表については全国農業会議所が全国の農地情報を一元的にインターネット上で公表するシステムを開発することとなり、本市のシステムにつきましても、この全国農業会議所のシステムに対応させる必要が生じたことから、平成26年度において所要のシステムの更新を行ったところでございます。また、保守点検の委託、これにつきましては農地法施行規則で、農地台帳は年1回以上固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うこととされておりますことから、この照合を行い、データの更新保守を行うために保守点検委託を行っているものでございます。

○吉田委員

農地の台帳及び地図の作成、公表が義務づけられた国の目的は何とお考えですか。お答えをお願いします。

○農業委員会事務局長

農地情報の公開は平成26年度より開始されました農地の中間管理事業、この事業とともに

農地の担い手への集積とか、遊休農地対策の促進、こういったことを目的としております。

○吉田委員

その法に基づき、本市でもインターネット上で農地の情報の公開を行っていると思いますが、そこではどのような情報が公開されているのか、具体的に説明をお願いします。

○農業委員会事務局長

本市も4月からインターネット上での公開を行っておりますけれども、この公開を行っている情報につきましては、土地の地番、地目、面積、農振法の区分、白地か青地かといった区分ですね、これに賃貸借権等の権利の設定の内容、中間管理権の状況、遊休農地かどうか、遊休農地に対する措置の実施状況、そういったものを公開いたしております。

○吉田委員

ご説明がございましたが、この公開している中で、現在、遊休地か否かとかいう情報については、なかなかまだ整備されていないような状況にあると私は感じております。農地周辺の水路や農地などの情報は、この中で見ることはあわせてできますか、できませんか。

○農業委員会事務局長

今、質問員言われました情報は、現在システムでは見ることはできません。

○吉田委員

情報は見るができないということでした。住民基本台帳や固定資産の情報、農振法の区分の情報は農地管理システムの中で連携がとれておられますが、農地周辺の状況や農道などの情報が連携されていないということもあり、私はこのシステムが関連するさまざまな情報が見ることができれば、非常に管理もしやすいし、国が推奨する農地中間管理機構の推進にもなると考えております。あわせて職員にとっても効率的な仕事が行われるかと思っておりますので、このシステム構築について、決算の場ですから、これ以上申しませんが、今後考えていって別の機会に質問させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

次に、212ページ、農業委員会費、その他の農業委員会費について、永末委員に質疑を許します

○永末委員

212ページ、農業委員会費、その他の農業委員会費について質問させていただきます。成果説明書51ページになりますけれども、こちら見ますと、上段のほうになりますけれども、こちらを見ますと、農業委員会において機構集積支援事業という事業に取り組んでおられます。この説明書の成果と課題の欄なんですけれども、こちらのほうに成果として、円滑な運営ができたとあります。一方、課題としまして特になしと記載されているわけなんですけれども、実施状況の欄を見ますと、農地の利用状況調査や意向調査の実施は実際ゼロであります。農地台帳の情報提供のみ実施が1となっておるわけなんですけれども、この農地の集積を進めるにあたって、利用状況調査の実施というのは、大変に重要ではないかと考えております。農地情報の提供だけでは、不十分なのではないかというふうに考えるわけなんですけれども、このことにつきまして事務局としてどのように考えておられますか。

○農業委員会事務局長

先ほど吉田委員の質問にもございましたけれども、平成26年度施行の農地法改正によりまして、農業委員会は農地台帳及び地図を作成し、公表することが義務づけられております。この法改正に伴いまして、全国の農地情報を一元的にインターネットで公表するシステムに、本市のシステムを対応させるための更新を行いました。これで平成27年4月1日から農地情報の公開、情報提供を開始したところでございます。今、申し上げましたように平成27年4月1日からという期限が限られた農地台帳の情報提供という業務を平成26年度中にやり終えた

ということで、成果と課題の欄には、円滑に運営ができた、課題としては特になしというふうに記載をさせていただきましたけれども、質問委員ご指摘のように利用状況調査については、農業委員さんが個々に取り組まれているという事例はございますけれども、農業委員会全体として組織的に取り組むということがちょっとできておりません。そういった意味では、機構集積事業、全体としてみれば、不十分であったというほかはないと思いますし、そのことについて、率直に反省をいたしておるところでございます。

○永末委員

今そういったことで、答弁があったわけですが、今ありましたけれども、利用状況調査のほうは目標値としては挙げられておるわけですが、やっぱり実績がないというところがありますので、ぜひ、これは今後行っていかなくてはいけないと思うんですけど、やはり行えなかったというところに対して、何らかのその原因があるかと思うんですけど、そのあたりどのような形で分析されておりますでしょうか。

○農業委員会事務局長

管内の耕地面積が、飯塚市と同程度1800ヘクタールから2500ヘクタールといった県内の13の自治体と比べますと、本市におきましては、農地転用の申請が非常に多くなっております。飯塚市の転用案件は年間80件前後ございますけれども、一方、先ほど申し上げました13自治体の平均は39件というふうになっております。飯塚市農業委員会では耕地面積が同程度の県内自治体と比べて約2倍の件数の転用案件に対応しているということでございます。質問委員もご承知かと思いますが、毎月の農業委員会の総会におきましても、転用申請に係る審査、審議が、事前の現地調査も含めて最も多くの時間を要しているところがございます。このため、事務局職員がこれらの転用案件への対応に多くの時間を費やすという結果となり、利用調査になかなか手がまわらない、これが率直に申し上げて現状でございます。

○永末委員

今の現状を正直にお話いただいたかと思うんですけど、やはりその事務の生産性と言いますか、そういった部分も出てくるのかなと思うんですけども、やはり、転用案件の部分に対して職員の方がかかりきりになっている現状があるということなんでございますが、やはりその審査が、私も存知あげてはございますけれども、やはりかなり厳格に行われているというふうな現状はあるかと思えます。その部分は当然、許認可行政でありますので、当然に法令を守ってということは大切なことであろうかと思えますけれども、一方では、その申請者にとっても、事務局の職員にとっても、時代が変わっていくにしたがって負担になっている、そのまま残ってしまって、負担になっているような部分もあるのかなと思えます。そういった審査の基準を、今後、しっかりと見直すということも、やはり実態にあわせて必要な部分があるかと思うんですけども、そういった部分に関してどのような形で検討されていますか。

○農業委員会事務局長

農地転用の許可におきましては、許可基準というのを法に従いまして、国が定めております。また、許可権者とされております県も、許可基準に基づいて審査基準というものを定めております。当然ながら、これらの基準は市独自で見直すということはできませんし、ただ、事務局では転用の相談がありました際には、これらの基準に適合するように申請者さんに指導を行わせていただいております。指導にあたっては、申し上げるまでもなく、一貫した方針で臨む必要があります。合併後、旧1市4町でばらばらであった指導方針を、農業委員会では何年もかけて議論を積み上げ、現在の一貫した方針につくり上げてきております。したがって、この指導方針を見直す際には、県との協議も必要でしょうけれども、農業委員会の総会等において慎重に審議をしていただく必要があるというふうに考えております。

○永末委員

飯塚市の農政を大きく見たときに、やはり何でしょうね、こう守っていく部分と、やはりしっかりと事業計画を立てて開発していく部分というのは、当然あるかと思うんですけど、その転用案件を厳格に審査していくことについての大切さというのは理解しておるんですけど、やはり先ほどもお話しされたみたいに、実際にその転用案件に掛かりきりになってしまっているという現状もあるわけですし、例えば、私も転用の申請のお手伝いとかをさせていただくこともあるんですけど、非農地証明を出す部分の、そういった取り扱いとかというのは、法令にのっとっている部分もあるでしょうけど、やはり今までの事実の積み上げで判断している部分もあるかと思えます。そういった部分、実際にもう現地として、農地でも何でもないのであるところを、やはり事務的にそこに当てはめるために、厳格に厳格にというところで、実際に農地の復旧の現実的な見込みがないところであっても、そういったところで、そちらの法令に当てはめるといふような現状もあるかと思えます。一方でその農地を守るということが農地法の大きな役割なわけですけども、そこに対して、例えば利用状況調査、そういったのは耕作放棄地とか、そういったのがふえている現状で、大切な部分なわけですけども、そこに対して、その力が割かれてないというふうな、そういうなんでしょうね、そういった部分が時代とあわないような部分が出てきているかと思えますので、そこに関しては、やはりある程度柔軟性というのは、しっかりと見ていただかななくてはいけないときにきているんじゃないかなと思えます。その際に、やっぱり事務局の体制づくり、今、農業委員会のほうでもかなり農業委員会法が来年から大きく変わりますので、その分は検討委員会等でされて、詳細を詰めている段階ではありますが、やはり、その意見書の中にも、恐らく出てくるかと思うんですけど、事務局の体制の拡充、その業務に対して人手を振り向けるような体制づくりというのが必要でないかというふうに考えておるわけですけども、その点に関しまして、どのように考えますか。

#### ○農業委員会事務局長

今、質問委員が言われますように、さきの国会におきまして、農業委員会法の改正が行われました。本市の農業委員会も来年4月1日から農業委員のほかにも、農地利用最適化推進委員を配置するという新しい体制に移行することとなっております。このようなことから、現在、農業委員会の中では、農業委員と推進委員の役割の分担ですとか、必要となる委員の定数について、検討を進めていただいているところでございます。質問委員が指摘されましたように、担い手への集積とか、遊休農地の発生防止と、そういったものにも効果的に、今後取り組んでいかななくてはならないというふうに考えております。先ほど申しました、農業委員と推進委員の二本立ての新しい体制になりますことから、そういった体制の中で、そういった取り組みにも、きちんと取り組んでいけるよう事務局としても努力をしていきたいと思っております。

#### ○永末委員

そういった人員の確保でありますとか、もしくは今いらっしゃる職員の方のさらなるスキルアップ、そういった部分も生産性の向上が必要になってくるのかと思えます。あわせて、事務のさらなる整理整頓、そういった部分が今後必要になってくるかと思えますので、ぜひ、新しい体制に変わっていかれる中で、求められる役割のほうをしっかりと成果のほうに集中していただいて、果たせられますように十分議論していただきたいと思えます。最後に、利用状況調査なんですけど、今後どのように取り組んでいかれる予定でしょうか。

#### ○農業委員会事務局長

昨年度、取り組めなかったという反省に立ちまして、今年度は、夏ごろから事務局内で実施に向けた検討を重ねまして、今月から調査を開始したところであります。調査によって、農地の集積や遊休農地の発生防止につながるよう、引き続き努力してまいりたいと思えますし、現在そういった取り組みを開始しましたので、来年度からの新体制の中にもこれが確実に引き継

がれて行われますように、事務局としてもさらに取り込んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

続きまして、216ページ、農業振興費、青年就農給付金について、吉田委員に発言を許します。

○吉田委員

217ページ、青年就農給付金について、ご質問いたします。高齢化や後継者不足により、農業人口の減少と農業の衰退が進む中、国は若手の就農者を毎年2万人定着させ、農業後継者として育成していく目標を掲げ、2012年度から青年就農給付金を支給する制度がスタートしております。近年、農業への関心が薄く、このような制度がよく知られていないという思いから、その内容について、制度内容と概要について簡単にお示しください。

○農林振興課長

青年就農給付金制度につきましては、農業従事者の高齢化が急速に進む中、持続可能な力強い農業を実現するため、青年の新規就農者を大幅に増加させることを目的に、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、給付を行う制度でございます。給付による支援には、就農前の準備型と就農初期の経営開始型の2つのメニューがあり、まず、準備方は最長2年間で年間150万円の給付金の給付となっております。主な要件といたしましては、就農予定時の年齢が45歳未満であること。都道府県が認める研修期間でおおむね1年以上研修すること。研修終了後1年以内にみずから農業経営を行ったり、親元就農し、5年以内に経営を継承することなどの就農をすることとなっております。

次に、経営開始方につきましては、最長5年間で年間150万円の給付金の給付となっております。主な要件といたしましては、45歳未満で独立自営就農すること。青年等就農計画の認定を受ける、認定新規就農者であること。市が策定する「人・農地プラン」に位置づけられるか、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。本給付金を除く就農後の所得が250万円未満であることなどとなっております。

○吉田委員

それでは、平成26年度決算について具体的にどのような給付がされたのか、件数、総金額等内訳についてお示しください。

○農林振興課長

平成26年度の給付につきましては、件数は7件で、全て経営開始型の給付となっております。平成24年度から、制度が始まりましたことから、開始年度から給付を受けはじめて3年目となる件数が4件、平成26年度が、1年目の件数が3件の合計7件の交付でございます。また、交付額は1件あたりが150万円でございますが、平成26年度が1年目の中で、年度の途中からの給付1件と、3年目の上半期で給付終了1件の計2件が半額の75万円の給付となっております。

○吉田委員

それでは、次に、給付先の農家それぞれの栽培品目、経営規模、所得及び農地の借地及び購入状況についてをお示しください。

○農林振興課長

ご説明いたします。まず、作付品目につきましては、給付の総件数7件のうち、水稲と野菜の複合農家が1件、アスパラの野菜農家が1件、タマネギの野菜農家が1件、いちご農家が1件、それから花の花卉農家が2件、肥育農家が1件となっております。

次に、経営規模についてですが、水稲、野菜の複合農家が水田と畑で0.5ヘクタール、アスパラの野菜農家が0.2ヘクタールの畑、タマネギの野菜農家が0.3ヘクタールの畑、いちご

農家が0.3ヘクタールの畑に800平米のハウス1棟、花卉農家のうち1件が1ヘクタールの畑に200平米のハウス3棟、もう1件が0.6ヘクタールの畑に1100平米の三連ハウス1棟、最後に、肥育農家が50頭の黒毛和牛を肥育し、150平米の牛舎3棟という規模になっております。

また、農地の所有状況では、農地のすべて自己所有が4件、全部借入れが3件となっております。なお、全部借入れのうち1件につきましては、親子による貸し借りでございますので、5年以内に本人に継承がなされることとなっております。

○吉田委員

ただいまのご説明で全部借入れのうち、3件のうち1件が、親御さんの借入れということで、この中で全くの新規が2件就農されたという実績になっているというのが理解できます。給付が3年目の農家もあるとのことですが、経営の定着や確立について、どのように現状でなっておりますか、お示してください。

○農林振興課長

給付の種類がすべて開始型でありますことから、青年等就農計画の認定を受ける、認定新規就農者であることが受給要件のひとつとなっております。これは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づきまして、農業経営に関する5年後の目標等を定めた計画を当該市町村に提出して、認定を受けていくもので、この計画により、5年後には継続的かつ安定的な農業経営を確立することとしております。目標数値につきましては、飯塚市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想によりまして、新たに農業を営もうとする青年等につきましては、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準に達成しつつ、農業経営から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従業者一人当たりの年間農業所得300万円程度を目標としております。平成26年度の給付金受給者7件では、その目標に向かいまして、生産活動を行ってございまして、とりわけ3年目を向かえました4件の農家では、給付金受給の申請時にその当時策定要件でありました、経営開始計画に基づきまして、目標が達成できる経営の確立がもれなく進んでいるところでございます。

○吉田委員

給付を行うにあたっては、将来の担い手として、安定的かつ継続的に経営を続けてもらいたいという願いがあると思いますが、そのような観点から、どのようなことをしていきますか。また、本制度の周知については、どのように行われているのでしょうか、教えてください。

○農林振興課長

本市におきましては、新規就農支援や農業経営改善計画の認定、各種補助金等の受給資格の認定に関する意見を出していくとともに、相談の窓口を一本化するため、平成26年度に飯塚市、飯塚市農業委員会、飯塚普及指導センター、JAふくおか嘉穂、筑豊農業共済で構成をいたします、飯塚市がんばる農業応援協議会を設置いたしまして、それぞれの立場で新規就農者等の営農支援を行っているところでございます。とりわけ就農に関する課題は、所得が低く、経営が安定しないという点だけでなく、農地の確保や、営農に必要な投資資金の確保などさまざまありますことから、抱える問題をすべて、網羅する形で就農支援する取り組みを飯塚市がんばる農業応援協議会で行ってまいります。

次に、情報の提供につきましては、本年度、就農支援に関するパンフレットをがんばる農業応援協議会で作成をいたしまして、本市をはじめ、普及センターやJAの窓口にも備えるとともに、市のホームページにも掲載して案内をしております。また、毎年8月と1月の帰省時期には福岡県が主催をしております農林漁業新規就農セミナー・相談会に毎回参加をいたしまして、飯塚市での就農斡旋や案内を行ってきておるところでございます。

○吉田委員

青年就農給付金は、国の10割の補助となっており、全国で毎年2万人の若手就農者を定着させていく目標から、本市における農業後継者の育成を進める上でも、大いに活用をしていただきたいと思っております。農業が衰退する中、産業構造のバランスが崩れたり、農業の多面的機能が失われることによる生活環境の悪化などが深刻化しないよう、後継者の育成、担い手確保に全力を挙げて取り組んでいただくようお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、216ページ農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、守光委員に質問を許します。

○守光委員

216ページ有害鳥獣駆除対策事業費補助金についてですけれども、現在、イノシシやシカが生息する森林面積の占める割合が非常に多いここ飯塚市においても、この対策を講じていく重要な問題だと私は考えております。このことは、全国的な課題ともなっていますが、過去に一般質問でさまざまさせていただきましたけれども、そのときにはまだ、国の支援というのがまだまだ少なかったと思うんですけれども、今、現在国もその対策に対する支援を拡大していると新聞等でもお聞きしましたけれども、その支援の拡大は、どのような状況なのかをお尋ねします。

○農林振興課長

国からの主なイノシシ・シカなどの有害鳥獣に対します支援拡大策といたしましては、従来からございました防護柵の設置に対する補助を行う「鳥獣被害防止総合対策交付金」に加えまして、平成25年度から、「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」が講じられまして、年間を通して、駆除を行った有害鳥獣1頭につき8千円の補助金を交付する支援策が始まっております。また、この支援策におきましては、複数の市町村や関係団体により協議会を組織して、広域的に取り組むことが効果的であるとの指導のもと、飯塚市・嘉麻市・桂川町・福岡嘉穂農業協同組合・筑豊農業共済組合・福岡県広域森林組合・嘉穂飯塚猟友会・嘉麻猟友会により、「嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会」を組織し、「嘉飯桂地区鳥獣被害防止計画」を作成した上で、国からの補助金交付を受けまして、防護柵の設置や駆除等の活動を行っているところでございます。

○守光委員

それでは、平成26年度決算における市の予算執行によって、どのような駆除等を行い、またそのために予算がどのように使途されたのかをお尋ねします。

○農林振興課長

まず、有害鳥獣駆除対策事業費補助金797万6750円につきましては、主に4月から10月までの期間に駆除いたしましたイノシシ・シカ1頭あたり7千円の補助金を駆除員に交付しているもので、平成26年度はイノシシ892頭、シカ169頭の合計1061頭に対する交付となっております。あわせて、駆除員保険料の2分の1補助、ワナの修理代や銃器の玉代として、駆除員1名につき5千円の補助もこの補助金で支出を行っております。

次に、平成26年度より編成をいたしました鳥獣被害対策実施隊員の報酬21万2千円につきましては、市民から寄せられた被害情報をもとに、単独又は市職員とともに現地に赴き、対応や対策をするもので、1回あたり2千円の支出で、平成26年度は106回の出勤に対して支出を行っております。

続いて、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会負担金10万円は、先ほどご説明いたしました広域の協議会に対する飯塚市の負担でございます。

最後に、有害鳥獣広域捕獲対策費補助金55万5100円は、広域捕獲計画に基づく捕獲と数を調整いたします管理駆除を行いました駆除員に対しまして、出勤1回あたり約500円の

補助金交付で、おおむねこれは全額県費の財源として対応を行っております。

○守光委員

答弁でもありましたように、飯塚市も負担金を拠出し、国の支援の中でも説明があった嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会における予算の執行状況をお尋ねします。

○農林振興課長

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会の主な事業といたしましては、まず1つが、イノシシ・シカの農地への侵入を防ぐ電気柵・ワイヤーメッシュ柵を設置する防護柵設置事業でございます。これは、設置を希望する農家等に対しまして、防護柵の現物を原則無料で支給を行う事業で、設置につきましては給付先の農家で行っていただいております。平成26年度の実績でございますが、飯塚市におきましては、7872万9千円の支出で、内訳は、電気柵が3756メートル、ワイヤーメッシュが8万6646メートルとなっております。

主な事業の2つ目が、イノシシ・シカの緊急捕獲に対する駆除員への補助金の交付で、1頭あたりが、大人の成獣で8千円、子どもの幼獣で1千円の交付でございます。平成26年度の実績といたしましては、飯塚市においては、イノシシ・シカ951頭分676万1千円となっております。平成26年度決算で、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会は、飯塚市や嘉麻市、桂川町、福岡嘉穂農業協同組合等の関係団体からの負担金総額40万円、これに国庫補助金1億5668万876円の財源をもとに、ただいまご説明いたしました主な事業を飯塚市、嘉麻市、桂川町の広域で行っておりますので、この経費とあわせまして、市の単独予算の経費によりまして、本市の有害鳥獣駆除を行っていることでございます。

○守光委員

今後はまた、しっかりこの件に関しましては、一般質問でしたいと思うんですけど、年々広がっているイノシシとかシカの被害、国の支援も今少しずつ拡大しております。これまで以上に予算をしっかりとっていただきたいというのもあるんですけど、1番は人材育成の部分に関しても、高齢化が進んで、成果と課題表にもありますように、課題の中で駆除員の高齢化、またハンターの減少等で捕獲に支障が出ているという部分でありますので、予算の確保とともに、この人材育成という部分も、しっかりと行っていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

次に、226ページ商工業振興費、飯塚地域自動車産業研究会事業について、奥山委員に質疑を許します。

○奥山委員

226ページの飯塚地域自動車産業研究会事業についてということで、ご質問させていただきます。まず中身に入る前に、自動車産業研究会の設立の目的、また、どのような組織なのか、ご説明をよろしくお願いいたします。

○産学振興課長

飯塚地域自動車産業研究会につきましては、平成18年7月に福岡県が推進いたします北部九州自動車150万台生産拠点推進構想を受け、自動車関連産業における飯塚地域企業の受注拡大及び新規参入を促進するため設立された組織であり、当初は企業17社と福岡県、嘉麻市、桂川町と本市など、行政及び地元大学並びに福岡県中小企業振興センターや飯塚研究開発機構などの産業支援機関により、発足いたしました。現在は、構成企業も34社とふえ、福岡県が推進する、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトに呼応して会員相互の情報交換交流を図りながら、自動車メーカーの見学会や部品展示会、取引商談会に参加するなど、自動車関連産業への積極的な働きかけを行っております。

○奥山委員

それでは、成果説明書57ページになりますけれども、経費についてお尋ねいたします。職

員人件費が576万9千円、直接事業費が71万2千円と合計で648万1千円となっておりますけれども、内訳をお願いいたします。

○産学振興課長

人件費につきましては、自動車研究会事務局としての事務量を内部事務の事務分担の配分により算出いたしております。また、直接事業費につきましては、例年開催される物づくりフェアの出展会場費用でございます。これは自動車関連企業に製品の展示等を行っていただくことで企業力や製品のPRにより、取引や商談につなげることを目的とした事業費となっております。

○奥山委員

説明書を見ますと、活動への参加企業が減少しており、この事業が企業ニーズと合っていないのじゃないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○産学振興課長

本研究会の会員企業は自動車関連企業や新規に自動車関連産業への参入を目指すさまざまな業種の企業が集まっておりますが、工場見学会や勉強会は分野が特定されることが多いため、全ての企業ニーズに対応できずそのときの活動内容によって参加企業が増減することはありますが、実際に商談成立に至ったケースもあることから、会員企業の受注拡大には少なからず寄与しているものと考えております。

○奥山委員

成果としては商談数が158件のうち、商談成立が2件、成果としては低いように思われます。課題でも会員企業の利益に直接、つながる事業となっていないということで、企業のヒアリングなどで会員企業が求める事業内容となるように今後の事業詳細を計画する必要があると思います、と記されております。今後この自動車研究会のあり方についてはどのように考えてありますか、お願いします。

○産学振興課長

本研究会は福岡県が推進いたします北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想と、連携して活動しており、これは、県が北部九州の自動車産業のさらなる発展に向け、国際競争力の高い企業の集積や、次世代自動車の開發生産拠点の構築等を目指す取り組みであり、本構想の実現に向けて地場企業の進行及び雇用拡大を図ることを目的といたしております。

今後につきましては、企業ヒアリングなどにより、会員企業個々のニーズに対応した細かな勉強会などを開催して参加企業増やし、受注拡大による地域経済の活性化に繋がるよう、本市といたしましても、嘉麻市、桂川町とも協議し、企業の意見も尊重した中で、今後検討してまいります。

○奥山委員

最後に、自動車産業がこれからも右肩上がりですます発展していくというところで、本市の中小企業等が、それに呼応できるように雇用の拡大であるとか、先進事業の推進に向けて市としてなんらかの形で、拡大を図れるような形で、ますます発展するように推進していただきたいと思ひまして、ご意見にいたします。以上で終わります。

○委員長

同じく、226ページ 商工業振興費、地域活性化商品券発行事業補助金について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

商工費の地域活性化商品券発行事業補助金についてご質問させていただきます。本年の9月議会においても、同僚議員の一般質問でも触れられておりましたが、この地域活性化商品券、いわゆるプレミアム商品券について、質問がございました。平成26年度の商品券の発行事

業については消費税増税の対策として通常2億円に1億円を追加し、発行総額の3億円、プレミアム率は10%で、6月の10日及び7月の10日、1億円分については2日に分け販売されており、6月10日の2億円分については17日間、7月10日の発行分の1億円分について、19日間で完売になっていると報告がございました。今年度は国の交付金が活用され、発行総額の5億円、プレミアム率20%の発行となっており、7月1日に販売され、わずか2日で完売されているという報告がございました。プレミアム率が高くなれば、多くの人々が殺到し、ことしのようにあつという間に完売して、並んででも買えなかったという人が出てきております。また、商品券が発行されるのは夏の暑い時期なので、長時間並ぶのは健康上もよくないと思います。そうしたことから、プレミアム商品券を販売する場合、事前に申し込みを受け付け、販売総数以上の申し込みがあれば抽選するなど、並ばなくても、皆さんが買えるような検討ができないでしょうか、お答えください。

○商工観光課長

プレミアム商品券の発行主体は商工会議所となっております。商工会や商店街連合会と連携して商品券の販売を行っております。平成26年度につきましては、販売開始から完売まで、先ほど述べられましたように約2、3週間を要しております。本年度ほど混雑することはございませんでしたが、本年度はプレミアム率が20%となったこともございまして、予想をはるかに超える人気で、2日間で完売となりましたことから、質問委員がご指摘のとおり販売当日は多くの人々が並んで、並んででも買えなかったという人が多くおられたと聞いております。来年度のプレミアム商品券につきましては、まだ発行するかどうかを含め、今のところ決まっておりませんが、もし本年度のようにプレミアム率が20%で発行するというようなこととなりました際には、また大変な混雑も想定されますことから、できる限り改善を図れるような販売方法等について、商工会議所等と検討、協議してまいりたいと考えております。

○吉田委員

発行は、地域の活性化のため必要不可欠でございますので、何とぞよろしく申し上げます。今年度の発売については、平日水曜日の販売開始ということもあり、仕事のため買いに行けない不平等感を持たれている市民の方も多く、私のほうは聞いております。先ほども申しましたが、炎天下に並ぶ危険性もあることから、来年度事業継続については商工会議所と協議、検討するとのお答えですが、販売方法についてははがき抽選、もしくはホームページの応募とか、方法はいろいろ考えられると思いますので、ある程度行政のほうから、このような販売方法をしていただくという要望を添え、検討、協議を図り、ぜひ改善していただくことを強く要望し、質問を終わります。

○委員長

続きまして、226ページ 商工業振興費、産業まつり助成金について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

すみません。引き続きなのですが、227ページの産業まつり助成についてお伺いします。決算額516万4000円の内訳についてご説明をお願いします。

○商工観光課長

決算額の内訳につきましては、産業まつりイン筑穂が1日開催で、149万4540円、ふれあい庄内が2日間開催で、162万4500円、かいた産業まつりが2日間開催で、204万1千円、合計で516万4000円となっております。なお、平成22年度以降は、今年度と同額で推移をしております。

○吉田委員

この数字については、平成22年度から変わっていないということで、本件につきまして、

私も昨年の12月議会でも、この件について一般質問しましたが、各地区の産業まつりについて、それぞれ30年以上前から開催されており、実行委員会が実施主体となり、主に商工会や青年部、婦人部、各地区の商店などが出店を行い、大人から子どもまで楽しめる地域住民にとって本当に楽しみにされている伝統的なお祭りとなっています。私も毎年、各地区の産業まつりに出向いて行っていますが、地域コミュニティの形成を図るうえでも、今後も存続すべきものとは認識しておりますが、前回一般質問のときでも申し上げましたように、関係者の話を聞きますと、出店等を行う方々の高齢化が進み、出店等が厳しくなっている声も聞くし、合併して10年経過する中、それぞれのお祭りへのこ入れへの意味も含めて開催形態を考えるべき時期に来ているのではないかという提案もさせていただきました。例えば、これも提案事項の中に、3年に1度は各地区持ち回りで合同開催するなど、検討はなされるように要望したんですが、その件について、進んだことがあればお示してください。

#### ○商工観光課長

昨年12月の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、質問議員が言われますとおり各地区の産業まつりについては、地域の産業まつりとして長年にわたり開催されておりまして、地域の方々も、本当に楽しみにされておられるものでありまして、地域コミュニティの形成を図る上でも、存続すべきものであると考えております。

開催方法の見直し等につきましては、現在合同開催等を含め、商工会等と協議を行っておりますが、まだ方向性を見出すには至っておりません。今後とも各実行委員会と意見交換を図りながら、各地区の方々が納得していただき、地域活性化につながるような開催方法等について検討してまいりたいと考えております。

#### ○吉田委員

お願いします。本市、合併して10周年ということで、来年迎えることもありますので、ぜひともいい機会でありますから、場所等も特定していただき、具体的には、駐車場の確保できる場所ですから、私の思うところで言いますと筑豊緑地とか、陸上競技場当たりだったら、車のある程度の駐車スペースも考えられることから、ぜひとも10年目の区切りの年であるから、課長聞こえていますかね。ぜひともご検討をお願いして、この質問は終わります。

#### ○委員長

続きまして、228ページ商工業振興費、新産業創出支援費について、守光委員に質問を許します。

#### ○守光委員

新産業創出支援費として、コンサルタント業務委託料、また新技術、新製品開発補助金、また、販路開拓補助金など、さまざまな施策を行っているようですが、平成15年度から飯塚市の地域資源である大学産業支援機関等を活用し、産学連携による新産業の創出を行うというトライバレー構想も、平成25年度から第3ステージに入り、地域企業のイノベーション促進や課題解決型ビジネスの創出などを柱に、施策を進めていますが、第1ステージ、また第2ステージでの取り組みに対してどのように評価しているのか、まずお答えください。

#### ○産学振興課長

平成15年度から平成19年度に取り組みました、トライバレー構想第1ステージにおきましては、産学連携、ベンチャー支援、人材育成、企業誘致、案件創出の4つの施策の柱を掲げ取り組んでまいりました。目標といたしまして、ベンチャー企業100社、従業員数800名、売上高は50億円を、といたしておりましたが、ベンチャー企業50社、従業員数730名、売上高15億円と、残念ながら目標に達成できなかったという結果となっております。この原因といたしましては、市内においては、市場に乏しく、経営が軌道に乗った企業が域外に転出する例や、育成した人材につきましても、市外の企業に就職するなど、人材企業の域外流出を

食いとめることができなかつたことが要因であると考えております。このため、平成20年度からの第2ステージにおきましては、情報、人材、ビジネスチャンスが集まる刺激的なまちの形成を目指すべき姿といたしまして、飯塚をフィールドとしたビジネスモデル構築のための戦略的プロジェクトの実施に取り組み、平成21年度からは今後の成長産業として期待される、医療関連産業の創出に向け、医工学連携によるプロジェクトも開始させ、市場の創出を行う取り組みも実施してきたところです。しかしながら、平成20年度に発生いたしましたリーマンショックは、急激な経済状況の変化をもたらし、企業意識の低下や企業の新規分野への挑戦意欲の低下など、地域経済にも大きな影響が出ていたため、目標としていましたベンチャー企業の新たな集積、15社は達成できたものの、雇用創出1500名、ベンチャー企業の売り上げ50億円といった目標は大きく下回り、目標は達成できなかったという結果となっております。

○守光委員

第3ステージにおける現在の実施状況についてはどうなっているか、教えてください。

○産学振興課長

平成25年度からの第3ステージにおきましては、経済情勢や地域の産業構造の変化を踏まえつつ、人と産業が集まり、成長するまちをキャッチフレーズに、本市の地域資源や企業の特徴を生かした産業振興に取り組むこととし、重点プロジェクトといたしまして、本市に多くの医療機関が立地しており、人口当たりの病床数や医療福祉従事者数の比率が全国平均を大きく上回るなど、全国的にも医療サービスが充実している特異性を生かしまして、医工学連携の推進を掲げ、現在積極的に取り組んでいるところであります。現在の実施状況ですが、目標として掲げております、新規プロジェクト件数15件に対しまして20件、新分野への参入企業数30社に対しまして、8社、交流人口1万5千人に対し、9087人といった状況となっております。

○守光委員

今後の見通しについてはどう考えておられるのか、教えてください。

○産学振興課長

平成25年度のアベノミクスあたりから都市部を中心に景気は回復傾向にあり、鯉田工業団地におきましても、1区画を残し工場が立地されたことを考えても、設備投資も増加している状況にあると認識いたしております。また、クラウドファンディングやソーシャルビジネスといった新しいビジネスの動きもあり、今後、地方へも景気の波及効果が出てくるのではないかと考えておりますので、地元中小企業の競争力を向上させる施策や都市部から創業者を増加させるような施策を検討していきたいと考えております。

○守光委員

不況の時期であれば、特に地方、中小企業は資金力も大きくありませんので、新しい製品開発への投資や新規事業への意欲も低下しており、また、国内の経済状況は、先ほど答弁にありましたように、一時期よりも少しは回復しつつあります。今後、地方への景気の波及効果が出てくる状況もあると思いますので、市内には理工系の大学や産業支援機構、また新産業創出支援センターと、企業を支援する体制と制度が整っていて、今、市が企業の支援を強化すれば、将来的に伸びていく可能性はあると思いますので、この機をとらえて、臨機応変に全力を挙げて、支援をしてもらいたいということを要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、230ページ、商工業振興費、飯塚研究開発機構及び福岡ソフトウェアセンター補助金について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

230ページ、商工業振興費、飯塚研究開発機構及び福岡ソフトウェアセンター補助金につ

いて、質問をさせていただきます。まず、飯塚研究開発機構のほうなんですけど、こちら補助金のほうが681万4千円というふうなのがあるんですけども、資料要求のほうもさせていただいておまして、53ページのほうが飯塚研究開発機構の事業報告書になっているかと思えます。次のページですかね、56ページのほうに正味財産増減計算書というのを出示してもらっています。これは損益計算書のようなものかと思うんですけども、その中で、この経常収益のほうに、受取補助金として681万4千円がしっかりと計上されておるんですけども、この報告書の中で、いろんな事業のほうをいくつか行っているというのがわかるんですけど、研究開発支援事業、人材養成事業、産学官交流事業、情報提供事業、施設提供事業というふうな5つの事業を行っているということなんですけど、そこに対して市のほうから補助金が出ているわけなんですけども、実際その中の1つとして、研究開発支援事業の1つとしてコーディネートの支援件数というのが上がっております。それが約220件支援をしたというふうに書いてあるんですけども、実際、この事業として、こういったのを行いましたというのが、この事業報告書でわかるんですけど、じゃあ、その事業を行ったことによって、どういうふうな成果が実際に市のほうに返ってくるような成果が上がっているのかというのが、これからはちょっとわかりかねるんですけど、そういった具体的なものが何かございますでしょうか。

○産学振興課長

コーディネーター220件の支援件数の中で、具体的に製品化されたものにつきましては、ごく最近でありますけれども、近畿大学産業理工学部からデザイン協力、飯塚市より新技術新製品開発補助金、株式会社飯塚花市場の販売協力により、店頭で購入した花束を持ち込む際の入れ物として、機能的かつデザイン性に優れた段ボールケースが開発、商品化され、平成27年9月11日に市内に立地する企業である中川パッケージより『箱膨花（はこぼうか）』という商品名で販売されたところです。

○永末委員

そういった具体的なものがしっかり出てくると、こういった市の補助金を入れても、実際産業が起こって、そこで仕事が起こって、市としても税収として入ってくるというところで、具体的な流れが見えますので、この事業はどうですというふうな判断ができるかと思うんですけど、そういう部分で、報告等も事業報告書のほうであがっておりますけど、やはりそういう具体的にこういう産業が起こって、こういう売り上げが上がるとかいうのまで、しっかり報告としてつかんでいただければいいかと思えます。この補助金の内容なんですけど、具体的にどういった内容になっておりますでしょうか。

○産学振興課長

飯塚研究開発機構への補助金につきましては、条例に基づき市と財団法人飯塚研究開発機構との間で、財団法人飯塚研究開発機構へ派遣する派遣職員の取り扱いに関する取決書、職員の任用に関する協定書を締結しております。この中で給与、共済組合等の人件費につきましては、市の負担といった内容となっておりますので、この取り決めにしがいまして、飯塚研究開発機構の総務部長職職員、施設管理相当職員、2名分の人件費を補助金として支出しております。

○永末委員

再任用の職員の方のような理解でよろしいのでしょうか。

○産学振興課長

再任用職員は1名、ほかに1名と、合計2名となっております。

○永末委員

ちょっと前もってお話を聞いたんですけど、もともと市のほうにもいらっしゃった方が入られているということで、そういった意味では、そこですね、市との橋渡しというのもしっかりとやっていただきたいと思います。それなりの金額の補助金が出ているので、その部分に

対してしっかりと仕事していただきたいなというふうに考えております。それこそこの前、花巻市のほうで同じようなものを見させていただいて、起業家支援センターというところに伺ったんですけど、やはりコーディネーターさんがかなり機能していて、一番飯塚市と違ったなと思ったのが、実際に今まで幾らぐらい投資して、それに対してどのぐらいの成果が上がってきているのかというのを数値化されて示されましたので、すごくわかりやすかったです。やはりそのときおっしゃっていたのが、長期的なビジョンに従って見ていかないことには最初の投資額だけ見ても、最終的に実がなる段階でやめてしまったら、今まで投資してきた分がまったく無駄になりますというところを、実際に数字をもって見せていただきましたので、花巻市のほうではそれが今やっと花開いて、投資額以上のものが返ってきていますというふうな話、具体的な数字としての話でしたので、そういった部分もおいおいしっかりと見させていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

福岡ソフトウェアセンターなんですけども、この事業報告を見ますと、創業後、初めて営業黒字になっておるといことなんですけども、売上状況を見ますと、開発斡旋事業が大きく売り上げを伸ばしております。人材育成事業に関しては対前年比約20%減となっておりますけども、市はこの売り上げの状況の詳細について、把握をされておりますでしょうか。

#### ○産学振興課長

開発斡旋事業の増収につきましては、自社内での受託事業が増加したものであり、人材育成事業につきましては、景気等の影響によりまして、企業がIT研修を減少させたことによる受講者の減少が主な原因であったと聞いております。

#### ○永末委員

すみません。ソフトウェアセンターのほうにちょっと途中で移りましたが、資料としては59ページからになります。ここでは事業報告のほうと、ソフトウェアセンターの事業報告のほうと同じく貸借対照表、損益計算書、それと株主資本等変動計算書というのを出示していただいております。このあたりも見させてもらって、今回そのソフトウェアセンターに対しては1965万円という補助金を支出されているわけなんですけども、この補助金の内容はこういったものになるのでしょうか。

#### ○産学振興課長

福岡ソフトウェアセンターにつきましては、地域におけるITシステムの高度化を図るため、企業、社会ニーズに応じた研修の提案実施、ベンチャーなどの地元企業への実践指導室提供及び事業協力などにより、新産業創出ビジョンにおけるIT技術者の人材育成拠点としての役割を果たしております。平成26年度におきましては、人材育成事業費に4457万9411円の経費が発生いたしております。この人材育成のための事業費の助成として700万円を、また、プロパー職員1名分及び平成21年度まで市職員を派遣しておりましたが、22年度以降、職員を派遣いたしておりませんので、職員の代替職員としてプロパー職員1名増員分の人件費、合計2名分の人件費といたしまして1265万円、合計1965万円を補助金として支出いたしております。

#### ○永末委員

ちょっとこちらのソフトウェアセンターの損益計算書、67ページですかね、計算書のほうを見ますと、実際に補助金収入というのが2965万円入っているんですけど、その一部が市からの補助金になるかと思えます。最終的な当期純利益として2681万1千円というふうな形で、税を引いた後ですので、それなりの利潤が上がっておるのかと思えます。ここに関しましては、次のその株主資本等変動計算書とも照らし合わせてみますと、もともとのその累積の部分の返済等に充てられているかと思えます。最終的に、単年度は当然黒字でありまして、累積が少しまだ貸借対照表のほうで繰越利益剰余金6千万円弱というのが計上されているわけ

ですけれども、これは貸借対照表の資産と負債純資産を比べてみましても、特段借金体質でもありませんし、流動資産等もそれなりの金額を持たれているので、実際、ソフトウェアセンターの職員の方にもちょっと直接お話を聞いたりしたんですけれども、頑張っていますという話ではありましたが、こういった実際の現状を見ますと、単年度黒字で、貸借対照表上でも十分な、1つの会社としては、大きな借金を抱えているわけでもありませんので、極端な話、ここまでの補助金を入れなくてはいけないのかなという単純な疑問を抱くんですけれども、そのあたりどのように考えておられますでしょうか。

#### ○産学振興課長

質問委員言われるとおり、単年度2681万1千円の黒字であり、5977万9千円の累積赤字はあるものの、流動資産も5億6千万円ほど保有いたしております。しかしながら、市補助金1965万円がなくなりますと、黒字額も700万円程度となりまして、収支バランスは不安定な状況であり、まだまだ売り上げを伸ばさなければならない状況に変わりありません。また、この施設につきましては、平成4年に設立され22年が経過いたしておりますので、施設の老朽化に伴いまして、今後、屋根の防水シートなどの施設の老朽化による維持管理費が増加していくこと、また将来的な方向性は未定ですが、今と同規模の施設の建設等々が行われる場合には、ある程度資金の確保も必要となってきております。このことから財務状況は、年々少しずつ改善されてきてはおりますが、経営を安定させるためには、いまだ市の補助金は必要であると考えております。ただし、市の補助金もソフトウェアセンターの財務状況によりまして、減額してきた経緯もありますので、今後も補助金額につきましては、ソフトウェアセンターとも協議し検討していきたいと考えております。

#### ○永末委員

ただ、その補助金がなくなると、ちょっと利益も、最終的な利益も減ってしまうんで、補助金はなくちゃいけないというふうな話だったと思うんですけど、ただ、その全てを、いきなり補助金をゼロにするというのは、現実的な部分では難しいかもしれませんが、減らしてきているというふうな話もありましたので、その部分もしっかりと全体を見ながら、全体の数字を見ながら検討していただきたいと思います。

最後になりますけど、直接ソフトウェアセンターの方とも、お話聞いて、やっぱり、そのセンターの今後のあり方というのを、すごく悩まれていたというか、どういった形で、今後このセンターが、飯塚市のために貢献していったらいいのだろうかというところを、また、事業をどうやって売り上げを上げて、事業をふやして行って、できれば補助金には頼りたくないというふうな話もされていまして、そういったところをしっかりと検討していかなくちゃいけないというふうな話もあっておりました。当然ソフトウェアセンター側も頑張っていたかなくちゃいけないんでしょうけど、市としてもやはり第三セクターとして造られたわけですから、時代も変わっていますので、そのあたり市としてもソフトウェアセンターをどう使っていくのかというのをまた、しっかりと今後検討していただかなくちゃいけないのかなと思います。あちらのほうの事業のほうとして、研修事業というのは、IT、技術者向けの研修事業とかを結構やられているということでしたので、株式会社ではありますけど、飯塚市のほうも、かなりの株式を取得、保有していますので、やはり飯塚市の市民にとって役に立つような事業というふうなものも行っていただかなくちゃいけないと思います。こういった研修とかを、例えば一例ですけど、教育のほうとコラボして、例えば、今そういう当然、ITと言われ始めまして、少し時間経ちましたけども、まだまだその流れというのは止まらないと思いますので、例えば、プログラミングの、そういった小学生時代から、ちょっとずつ扱わせて、それをつくっていくというふうなこともやられているところもありますので、ぜひ飯塚市として、こういったソフトウェアセンターがありますので、そういったものに結びつけながら、飯塚市

として、市民にしっかりとありがたがられると言いますか、市民に還元できるような、そういった事業をぜひ市としても今後検討していただきたいと思います。そういった要望をしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

226ページ、商工業振興費の企業誘致推進費、大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金654万5千円について、お尋ねをいたします。

○委員長

ちょっと時間的に、それは休憩後でよろしいですか。1時間以上続いているので、ちょっと休憩いれないとだめだろうと思います。よろしいですか。

( 「はい」という声あり )

暫時休憩いたします。

休 憩 14:47

再 開 14:59

委員会を再開いたします。宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

226ページ商工業振興費、企業誘致推進費の大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金654万5千円について、お尋ねをいたします。まず、この補助金の目的と交付基準など、概要について、お知らせください。

○産学振興課長

大規模太陽光発電設備設置補助金につきましては、再生可能エネルギーの推進及び炭鉱跡地などの遊休地、未利用地の有効利活用策として、平成25年4月に策定を行ったものであります。その内容につきましては、発電量が1メガ以上の大規模太陽光発電設備を設置した事業者に対しまして、大規模太陽光発電設備にかかる償却資産に課せられる固定資産税の6分の1相当額を補助するものとなっております。補助金の対象期間は固定資産税が課税されることになった年度から3年間で申請時期といたしましては、固定資産税が課税されることになった年度の、12月1日から20日以内といたしております。

○宮嶋委員

この補助金は市単独ということでしょうか。県とか国とかの補助金があるのかないのかお尋ねします。

○産学振興課長

市単独の補助金で制定しております。

○宮嶋委員

それで平成26年度は何社にこれだけの金額ですけれども、何社に交付されたのか、お尋ねします。

○産学振興課長

平成26年度につきましては、9件の申請となっております。

○宮嶋委員

申請書の書類等を見せていただきましたら、この中でNBSロジソルという会社と株式会社快適空間FCというところの太陽光発電設備の概要というところですけども、発電電力数が千キロワットに届いてない数字で、もともと記入されていて、手書きで修正されているというところが見受けられるので、こういう補助金を申請する書類としては、少し雑じゃないかなというふうに思うんですが、この辺の理由を教えてください。

○産学振興課長

ただいま質問委員言われました発電出力の訂正につきましては、この欄の記載につきましては、発電電力は設備を構成する各系列における太陽電池モジュールの最大計画出力の合計数とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか大きいほうの値を記載することとなっております。申請者につきましては、このいずれか大きいほうの値を記載するところに、申請時にミスがありましたので、訂正いたしましたものです。

○宮嶋委員

なかなか、きちんと担当者がわかってなかったということでしょうけど、やはり、補助金を支給するわけですから、きちんとした文書を出していただくというふうにしたほうがいいのではないかなというふうに思います。それと、場所、今本当にたくさんのところにいるのかにか太陽光発電のパネルが並んでいるという状況を各地で見受けられますけれども、この申請された分についての、補助金交付に関して、現地確認というのは、どういうふうに行われているのか、お尋ねします。

○産学振興課長

申請されたもの、または太陽光発電設置が私どもにわかった場合については、現地確認を行っておるところです。

○宮嶋委員

近隣の住民に影響がないのか、そういうことも含めて、調査をされているのでしょうか。

○産学振興課長

この大規模太陽光発電につきましては、法規制がありませんもので、私どもが大規模太陽光の設置をされている所を発見あるいは申請時にわかった場合につきましては、事業者に対して、周囲の安全面に配慮した建設計画あるいは周辺住民への説明会など、要望になりますが、事業者に対して行っているところです。

○宮嶋委員

補助金支給するという立場からいきますと、もうだいたいでき上がったところということでしょうから、なかなか難しい部分もあると思いますが、やはり周りの住民の意見だとか、そういうのが聞かれるといいというふうに思います。相田のけやき台の上にある快適空間、これが本当に1番わかりやすく、急傾斜地に作られております。これが太陽光発電だっというのがどこからでもわかるような状況になっていますけども、土砂災害とかが心配されています。ここも今回の補助金の対象になっております。またここが、隣接地に現地よりももっと大きいものを拡張工事がされていて、土砂が流れ出て、側溝を埋め尽くすなど被害が出ていますし、先日は行橋などでは、パネルが強風で飛んでいるような被害も出ています。やっぱり、クリーンエネルギーということで、飯塚市が補助金まで出して、奨励しているということでありましたら、飯塚市の責任も問われるのではないかなと思いますが、その辺、ぜひ気をつけていただきたいというふうに思います。それから、今年度は所管が平成27年から環境整備課に変わるといふふうに聞いております。担当が変われば、特に今、法律がなくて後追い、後追いで、建ったあとから、いろんな問題が起きてきていますので、太陽光が設置される、そういう動きがあったところからぜひ、飯塚市独自に届出制するとか、法律はなくても、条例とかで作って、できるところから管理していただきたいというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○委員長

それは要求ということでもらわないと、今まだ気持ちは言われるとおりでと思いますけど、本日は、決算審査ということから、そういう形で納めていただいていることについて、市のほうも管理をしていただくという形で要望という形で抑えていただければよろしいかと思っております。

○宮嶋委員

ちょうどころよく環境整備課に所管が変わるということですので、環境整備課のほうで、ぜひ厳しく目を光らせてよろしくお願いいたしたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第5款、労働費から第7款、商工費までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 08

再 開 15 : 09

委員会を再開いたします。

次に、第8款、土木費及び第9款、消防費について、232ページから256ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています234ページ土木総務費、住宅リフォーム補助金について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

この内容はわかりましたので、またあとに続く委員の方もいらっしゃいますので、取り下げさせていただきます。

○委員長

続きまして、同じく234ページ土木総務費、住宅リフォーム補助金について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

土木総務費の住宅リフォーム助成金についてお伺いしたいと思います。住宅リフォーム補助金の、まずは大体の概要はわかっておりますけど、簡単に要点だけ説明をお願いします。

○建築課長

本事業は、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、市内に住民登録している市民が市内の施工業者によって10万円以上の住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部としてリフォームに要する費用の額に100分の10を乗じて得た額、10万円を超えるときは10万円を上限として補助金を交付するものでございます。

○吉田委員

ただいま平成26年度の交付実績、件数等についてお知らせください。

○建築課長

平成26年度の実績でございますが、交付件数250件、交付額1995万1千円、工事金額は税抜きで2億8999万7432円となっております。

○吉田委員

合わせまして、平成25年、27年、近いところで、27年度につきましては、年度途中でございますが、どのような状況かをお知らせください。

○建築課長

平成25年度の実績でございますけれども、交付件数が243件、交付額が1990万円でございます。平成27年度は、10月13日現在で交付件数225件、交付額1861万5千円となっております。

○吉田委員

この平成26年度決算において、たしか去年26年度については、早期の終了があるという形でかなり年度を繰り越して来年度に工事にするとかいう話題も上っておりましたが、こちら辺についてキャンセル待ち等実際にあったのか、どういう対応されたのか、お知らせください。

○委員長

それは、少し資料に載っているんよね、ある程度、62ページから63ページに入っている。今の質問はいいけど、今後入っているの、よろしく。

○建築課長

キャンセル待ちに対する対応ということでございますが、例年早い時期に、9月から10月とかそういった時期に、予算額に達しまして締め切っておりますが、その後は、問い合わせが10件程度、昨年は30件近くあったかと思っておりますけれども、問い合わせがあります。その方々に対しましては、もうすでに交付決定された方で、締め切ったあとに辞退される方がおりますので、キャンセル待ちをしませんかということで、お話をして、キャンセル待ちをして交付しているような状況でございます。

○吉田委員

この支出の分の事業についての予算の中で、国等の補助があるのか、例えば、単費でやっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○建築課長

平成23年度につきましては、きめ細やかな臨時交付金事業を活用しまして、実施いたしました。また、24年度から26年度については、単費事業として実施をいたしました。本年度は、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業を活用して、現在実施いたしております。

○吉田委員

この事業を進めた中で、実際による経済効果などがわかりましたら、お知らせください。

○建築課長

昨年度までの4年間の実績でございますけれども、予算総額7千万円の交付金に対して、工事総額で約10億円ほどの工事がなされました。このことは、地元の企業に潤いを与え、地域経済の活性化が図られていると言えます。実際に施工業者の方にアンケート調査をした中で、この補助金によって受注がふえたとか、いう方もございました。そのことから、あわせて、地域の経済の活性化にはなったのではなかろうかというふうに考えております。また、住環境を整備することで、現に居住している方の転出抑制にもなっているのではないかとこのように考えております。

○吉田委員

最後にですが、今後の取り組みとして、どのような形で取り組んでいかれるお考えがあるのでしょうか。

○建築課長

本事業は当初、単年度事業として実施しておりましたが、この事業が市民の住環境の整備と地域の経済活動にいい影響を与えられていると思われることから、平成28年度まで実施することといたしております。住宅リフォーム補助金事業は、市民が住環境の整備をすることにより、市外への転出抑制を図る定住促進事業として続けていることから、事業の延長及び内容等につきましては、関係各課と協議をしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員

私は、定住化促進、経済の活性化は重要な事業であると思っております。平成28年度ということですから、市内の業者の方もこの制度があることを、会社のPRとして使うことで、唯一ここが重要になってきますが、1億円ほどの工事費も計上されたということで、地域経済の活性化にもつながり、また、リフォームをするということは、そこに住み続けていくという意思の表れでもあると考えられますので、飯塚市が住みたいまち住み続けたいまちであるためにも、28年度以降も、ぜひこの制度を継続していただくことを要望し、質問を終わります。

○委員長

続きまして、234ページ、土木総務費、マイホーム取得奨励補助金について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

マイホーム取得奨励金について、奨励金の概要は、マイホーム取得奨励金の本市への定住促進をもって、活気に満ちた地域社会を築くため本市に転入し、住宅新築または購入する者に対し、奨励金を交付する制度であります。概要につきましては、購入費の10分の1、上限50万円の助成を新築には行い、市内の業者にある施工販売の場合は、さらに10万円加算するという制度です。中古住宅につきましては、10分の1の上限30万円を助成しています。該当要件といたしまして、住宅を新築または購入し、5年間居住するという条件つきでやっております。平成26年度決算の実績及び定住者の状況、25年、27年度とあわせて、どのようなになっているのか、ご説明下さい。

○住宅課長

マイホーム取得奨励金の平成26年度の実績及び定住者の状況について、まずご説明いたします。平成26年度の実績につきましては、86件4450万円となっており、新築住宅が81件4300万円、中古住宅が5件150万円で、新築住宅81件のうち加算額は25件250万円となっております。また、86件のうち戸建て住宅が55件、マンション等の集合住宅が31件となっております。定住者につきましては、243名となっております。

続きまして、平成25年度の実績につきましては、69件3560万円となっており、新築住宅が63件3150万円、中古住宅が6件180万円で、新築住宅63件のうち加算件数は23件で、230万円となっております。なお、69件のうち戸建て住宅が48件、マンション等の集合住宅が21件となっております。定住者数につきましては、209人となっております。

平成27年度につきましては、9月30日現在ではございますが、58件2930万円となっており、新築住宅が49件2450万円、中古住宅が9件270万円で、新築住宅49件のうち加算件数は21件210万円となっております。なお、58件のうち戸建て住宅が35件、マンション等の集合住宅が23件となっております。定住者数につきましては、現在167人となっております。

○吉田委員

平成26年度以降、27年度継続中ですが、今後の取り組みについて考えていることがあれば、幾分お聞かせ願いますか。

○住宅課長

今後の取り組みにつきましては、この事業につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年を一応の目安といたしておりましたが、平成28年度まで延長することといたしております。定住促進事業は、本市におきまして、重要な事業であると認識いたしておりますので、事業の延長及び内容等につきまして、関係各課と協議を重ねながら、検討してまいりたいと考えております。

○吉田委員

これも定住化促進につきまして、重要な施策であると考えます。住宅リフォーム同様、この制度を継続していただくことを要望し、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、244ページ、都市計画総務費、吉原町地区再開発事業及びダイマル跡地コミュニティビル整備事業費補助金について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

244ページ、都市計画総務費です。吉原町地区再開発事業及びダイマル跡地コミュニティビル整備事業費補助金について、質問をさせていただきます。まず、吉原町地区再開発事業費補助金についてですが、この金額、決算書のほうでは5億2300万円強となっております。こちらに関しまして、ちょっと事業の関係が、なかなか自分の頭の中で整理がつかなかったのので、ちょっと資料要求のほうをさせていただきます。70ページと71ページ、70ページのほうに吉原町1番地区のほうの資料、71ページのほうにダイマル跡地のほうの資料として、まとめた分を出していただいています。こちらの分を見まして、ある程度数字のほうは出ておるんですけど、ちょっとこの表から、数字を読みとるのが難しいので、ちょっとこの部分の表を活用しながら、ご説明いただけますでしょうか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

それでは、資料要求のありました70ページにつきまして、ご説明させていただきます。平成27年度までの事業となりますので、市街地再開発組合の決算見込みにおいて、お答えさせていただきますと思います。再開発事業の総事業費約36億5200万円、財源内訳といたしまして、組合負担が約17億4200万円、補助金として国から約8億9700万円、県から約4億7800万円、市からは5億3600万円で、補助金総額として、約19億1千万円となっております。

○永末委員

補助金のほうがトータルで、19億1千万円ということですが、加えまして、70ページの表の建物概要のほうで1階部分がバスセンター、2階部分が急患センター、検査センター、3階部分が看護高等専修学校で、4階が医師会、訪問看護ステーションとなっていて、5階から上が分譲マンションになると思うんですけど、ここの分と保留床の分ですが、飯塚医師会の床取得費というのが、8億7400万円ほどで、市の急患センターの床取得費というのが1億4300万円ぐらい、合計が約10億1700万円になるかと思うんですけど、この保留床処分としての組合の負担額が先ほど17億4200万円が組合の負担額だったんですけど、こちらのほうに、先ほどのその保留床の10億円幾らかが充当されるということでしょうか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

そのとおりでございます。

○永末委員

となりますと、再開発組合の負担額というのは、最終的にどのような形で処理されるようなことになってきますでしょうか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

再開発事業は、総事業費を国、県、市によります補助金と保留床処分費により賄うものでございます。今回、保留床処分費には、医師会関連床、市の急患センター床と分譲マンション床が該当することになります。この保留床処分費が入るまでは、金融機関からの借り入れにより、収支バランスをとり、最終的な組合の負担額はゼロとなる予定となっております。

○永末委員

補助金があって、保留床のほうの処分費のほうも、再開発組合のほうに入ってくるということだと思うんですけど、この一番上の5階から11階の分譲マンションの販売状況がわかりましたら、お願いします。それともし、わかりましたら、その販売額のほうもお示しください。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

まず、販売状況でございますが、竣工前の6月をもちまして、全戸完売となっております。販売総額につきましては、全62戸のうち従前権利者の2戸を除きます60戸を販売いたしまして、その販売総額は約12億9000万円と聞いております。

○永末委員

この再開発組合には、国・県市の補助金と、医師会関連床、床ですね、急患センターの床、分譲マンションの床の保留床処分費が入ることで、最終的にどの程度の資金が集まる計算になるんでしょうか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

市街地再開発組合の収入見込みにつきましては、本年10月1日に開催されました吉原町1番地区市街地再開発組合の臨時総会で報告されました仮決算によりますと、総額で約36億5700万円となっております。その内訳は国、県、市の補助金、医師会関連床、急患センター床、分譲マンション床の保留床処分費合計で、約35億8700万円、また、周辺道路整備の公共施設管理者負担金約3800万円と従前権利者によります権利変換しました床と従前資産との差額分、その負担金及び立て替え金や利息などの諸収入3200万円と合わせて、再開発組合としての総収入は約36億5700万円となっております。

○永末委員

一番最初に、こちらの事業費のほうで36億5200万円ということで、お話がありまして、先ほどの分で36億5700万ということで、再開発組合の収入金額のほうで総事業費を若干上回っているような形になるかと思うんですけど、この部分についてもう少し詳細にご説明いただけますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

最終的な決算につきましては、都市再開発法第46条の規定によりまして、組合清算人により、組合解散認可を得た後、最終清算処理が行われることになっております。提出しております資料の組合総支出額であります事業費見込みといたしまして、約500万円収入が支出を上回る見込みとなっております。この500万円につきましては、再開発事業では、新たに建設されました施設建築物において、従前の資産以上の余剰床、いわゆる保留床を生み出し、その売却益と補助金等によって事業を捻出し、最終的には支出との収支収入バランスをとるものです。このため、根幹的な事業費がおおよそ確定いたしました時点で、受け入れ可能となる補助金を勘案して、権利変換計画をベースとしながら、権利床及び保留床の価格を確定し、保留床購入者等に費用の請求をし、受け入れを行うこととなります。また、最終的な組合解散までに、必要となる経費や、新たな工事補償費等の発生に備えるため、この時点では、収支を合わせることは出来ず、収入を確保しておく必要がございます。この費用として、約500万円を残余財産として確保しているものでございます。組合解散時点での最終的な残余財産の処理につきましては、法の規定により組合清算人が処分方法について、再開発組合総会の承認を受け、決定されることとなりますが、一般的には再開発組合から建物と管理を引き継ぎました管理組合に修繕積立金として譲渡されることから、当該事業につきましても、同様の処理方法で対応する予定となっております。これにより再開発組合の最終的な収支差し引きがゼロとなり、収支バランスがとれることとなります。

○永末委員

ただいま大体の収支の、組合の決算の収支がバランスするというふうな説明であったんですけども、ちょっと1点だけ納得がいかないところがありますので、ちょっと追加でお聞かせいただきたいんですけど、先ほどの説明を少し振り返ってみますと、補助金の総額で、19億1000万円で、医師会の床の取得、市の急患センターの取得で、約10億1700万円、この時点でもう29億円ぐらいだと思います。そこにプラスして、5階から11階の分譲マンションの保留床の処分費を先ほど12億円というふうな話がありましたので、こういった部分を加えていきますと、先ほどすべてが集まって36億5700万円というふうな話だったんだと思うんですけど、そうではなく、40億円を超えるような金額になるんじゃないかと思うんです

が、このあたりの説明をちょっと加えていただきますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

今、質問委員の言われました国県市の補助金19億1000万円、医師会関連の床処分費8億7500万円、急患センター床の処分費1億4200万円の合計で、29億2700万円となります。それに分譲マンションの販売総額12億9000万円を加えると、42億1700万円ということになるということですのでよろしいでしょうか。その42億1700万円となりますが、総事業費36億5200万円を5億6500万円上回るというふうなことになりますが、市街地再開発組合の事業収入といたしましては、分譲マンションの販売額ではなく、保留床の処分額が対象となります。従いまして、市街地再開発組合の収入見込みは、先ほど説明いたしましたように、マンションの販売額12億9000万円ではなく、6億6000万円となりますので、総額として36億5700万円というのが収入となるということでございます。

○永末委員

その分譲マンション部分だと思うんですけど、62戸ありまして、その中で、先ほど再開発組合の清算の分で算入された分譲マンションというのは、何階部分の何戸にあたりますか。あとまた金額のほうも加えてお願いします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

販売いたしました60戸のうち保留床として、保留床分としては46戸、この部分が6億6000万円の保留床処分となります。もともとの従前資産分の権利床、この部分につきましては14戸というふうなことになります、合わせて60戸というふうになります。あと46戸、保留床46戸分につきましてはの販売額といたしましては、この販売総額としては約10億円になるというふうになっております。

○永末委員

先ほどその46戸の6億6000万円分が先ほどの組合のほうの保留床の算入に入っているということなんですけど、では残りの14戸というのは、どこに行っているんですか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

14戸と申しますのは、もともと西鉄バスセンターがございまして、その建物、そして土地、これらの資産総額が従前資産額としてございます。今回新しく建てました再開発ビルの権利床として、権利変換を西鉄のほうが行いますので、その1階部分のバスセンター店舗部分と、5階、6階の一部を含めました14戸、この部分を合わせたものが西鉄の権利床というふうな形になっております。

○永末委員

わかりました。今のような説明になるかと思うんですけど、その際、私がやっぱり思うのは、補助金の金額でございます。補助金の金額として、今、市のほうから、5億3600万円ほど出されていると思うんですけど、この金額が金額として妥当なのかというふうな、ちょっと疑問を抱くのですが、そのあたりどんなふうにご考えていますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

補助金につきましては、この補助金は、社会資本整備総合交付金算定要領に基づきまして、施設整備において、補助対象となる調査設計計画費、土地整備費、補償費、建築工事費について、組合が実際に支出した経費のうち補助対象経費を福岡県と飯塚市の双方で精査確認を行った上で、確定した金額となっております。再開発事業の総事業費に対する補助制度ではないということから、補助金交付及びその算定については、交付要綱に基づいた算定によるもので、問題はないと考えております。

○永末委員

市のほうの考えとして補助金額としては、妥当であった、問題がないというふうなご答弁だ

と思うんですけど、ちょっとそのあたり少しどうなのかなというふうな部分は感じざるを得ませんけども、実際この事業として、あそこのバスセンターがもともと古くて、それが市の中心部にあって、それをどうにかしたいというところで、建て替えの事業、再開発事業であったと思います。実際に建て替わって、やはり綺麗になってよかったねというふうな声もあっておるかと思うんですけども、そのあたりの全体的な建て替えによって市民の方が得られた部分と、それに対して出ていった税金の部分というのが、しっかりとつりあっているのかどうかというのは、今後しっかりとまた検証していきたいというふうに思っております。その分譲マンションに関しましては、これ中心市街地の居住人口の増加というのが目的としてあったと思うんですけど、実際、市外からこちらのほうに入居された方というのは、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

質問委員の言われますとおり、中心市街地の居住人口の増加を目的といたしまして、市内居住者の街なかへの住み替えを目標として7割、市外からの転入者として3割を当初目標として設定しておりました。実際の販売戸数60戸のうち市外からは20戸の転入者がありまして、目標の3割をちょうどクリアするというふうな形となっております。

○永末委員

わかりました。吉原町1番地区に関しましては、以上にさせていただきます。続きまして、すみません、一緒にダイマル跡地コミュニティビルのほうもお聞きしておりましたので、続けて質問させていただきます。こちらのほう、71ページのほうに資料要求でさせてもらっておるんですけど、同様にすみません、こちらのほうに従って総事業費、財源内訳について、ご説明をお願いします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

株式会社まちづくり飯塚の決算見込みにおきまして、お答えさせていただきます。総事業費約7億600万円、財源内訳といたしまして、まちづくり飯塚負担分が約4億8100万円、補助金といたしまして、国から約1億1300万円、市のほうから1億1300万円、補助金総額として約2億2600万円となっております。

○永末委員

先ほどと同じように、この健幸プラザの床取得費というのがあるんですけど、この1億4200万は、株式会社まちづくり飯塚の負担額4億8100万円に充当されるというふうなことでよろしいんですか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

そのとおりでございます。

○永末委員

となりますと、株式会社まちづくり飯塚の最終的な負担額は、どのような形になりますでしょうか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

株式会社まちづくり飯塚の負担額は約4億8100万円から健幸プラザ床の売却費約1億4200万円を差し引きました3億3900万円が最終的な負担額となります。自己資金を控除した残額が金融機関からの借入金となります。この借入金の返済は、まちづくり飯塚が運営します1階店舗及び2階から4階の賃貸マンション24戸の家賃収入により返済してまいることとなっております。

○永末委員

わかりました。2階から4階の賃貸マンション24戸の家賃収入により返済が始まるということなんですけど、この今の実際の間取りと家賃、こういった形になっているのか、また入居

状況がわかりましたら、あわせてお願いします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

間取りと家賃につきましては、1LDKが12戸、賃料は月額で5万4千円から5万7千円、2LDKが3戸で賃料は月額で7万4千円から7万6千円、3LDKが9戸で賃料は月額で7万7千円から8万1千円となっております。現在のところの入居状況ですけれども、まちづくり飯塚によりますと、賃貸マンション24戸のうち現在、入居あるいは契約済みが15件、残り9戸につきましては、現在も問い合わせが多くあっておりまして、年内の契約完了を目指しているというふう聞いております。

○永末委員

今の回答のほうで入居状況のほうもお示しいただきましたけれども、残り9戸ということで、問い合わせも多くて、年度内にも完了するのではないかというふうな見込みがありましたけど、仮に満室になったと仮定しまして、先ほどの借入金3億4千万円を、実際、事業主体さんのほうは何年で返済するような計画を立てられているのか、ご存知でしたらお願いします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

まちづくり飯塚の負担額約3億4千万円のうち、自己資金の約5千万円を控除いたしました残額約2億9千万円が金融機関からの借入金となります。金融機関との返済条件は、30年間の返済計画となっております。

○永末委員

わかりました。実際にこの2つの事業は完成して人も入居されていて、聞くところによりますと、ダイマルの分ですね、あちらのほうはジムのほうにも人がたくさん来ていて、すごい盛況なんですよという話は聞きました。その補助金を出している分に関しまして、全体的に、均等に、均等にと言いますか、あまり偏ることなくしっかりと使っていただきたいというふうな考えを持っていますので、そこに関しましては、ここの金額がどうなのかというふうな検証は、今の全体的な決算のほうで大体理解することができました。今後、こういった部分で、完成している部分でありますので、しっかりと今言われた事業計画のとおり、しっかりと運営していただいて、まちづくりはハードよりもむしろソフトのほうから生み出される部分のほうが大きいと思いますので、ぜひそういった部分、市のほうからも応援していただながら、やっていただきたいと思います。終わります。

○委員長

続きまして、242ページ都市計画総務費、中心市街地活性化事業について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

この項目については、取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、246ページ公園費、花いっぱい推進事業費について、守光委員に質疑を許します。

○守光委員

花いっぱい推進事業についてお聞きします。この補助金についてですが、どんな団体に補助金を出しているのか、教えてください。

○都市計画課長

花いっぱい推進協議会費補助金の40万7千円につきましては、飯塚市花いっぱい推進協議会に補助金として支出しております。飯塚市花いっぱい推進協議会は、昭和43年に発足し、会員の方々の熱心な活動や努力により今年で47周年を迎えるまでになっており、現在の会員数は179団体となっております。市内各所、各イベントで花による美化活動による取り組み、飯塚市を訪れる方やイベントに来場される方に花が醸し出す香りと彩りでおもてなしの気持ち

を伝える活動を行っております。

○守光委員

この事業には私もボランティアで何回か参加したことはあります。この補助金に40万7千円、実際のところ足りているのかなと思うんですけども、この補助金は協議会でどのようなことに使われているのか、教えてください。

○都市計画課長

飯塚市花いっぱい推進協議会の主な収入としましては、市からの補助金と事業所や会員からの寄付金となっております。平成26年度の寄付金は62万2500円でした。寄付金額はその年によって変わりますので、協議会の運営も大変厳しい状況にあります。主な支出としましては、国際車いすテニス大会会場、雛のまつり会場、コスモコモン、新飯塚駅周辺、中之島花壇などの公共施設の美化活動の経費となっております。予算が限られておりますので、役員や会員の方々をはじめ、ボランティアの方たちに頼るところが大きいのが実情です。また、役員の方を中心にボランティアの方々が花壇管理を行ううえで必要な土づくり、肥料の施し方、種まき、挿し芽による苗のふやし方の講習などを行い、ボランティアの方の技術の向上を図っております。

○守光委員

補助金と寄付金を合わせても約100万円程度ですけども、市内各所にボランティアの方が花壇を整備されています。私も地元のほうでいろんな方と花壇をつくっておりますが、その経費もこの補助金から出ているのでしょうか。

○都市計画課長

決算書247ページの花いっぱい推進協議会費補助金の上段に記載してある消耗品費600万116円とありますが、この消耗品費から春花壇用、秋花壇用の花苗や花の種を購入し、年2回会員に配布を行い、各地域の公共花壇や小中学校などに植えてもらっております。団体数もふえており消耗品費も限られているため、花苗や種も十分な配布ができていない状況にはあります。

○守光委員

最後になりますけど、ボランティアの方も地域をはじめ飯塚市全体が本当に花できれいになることを望んで頑張っておられますし、飯塚市が本当にきれいになれば、市長が言われます「住みたいまち 住みつづけたいまち」に大きく貢献できると思います。しかしながら、この予算ではまだまだ足りないのではないかと私は思っております。今後この花いっぱい運動に今以上に、予算がつくように、市長のほうにお願いして、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、256ページ、災害対策費、防災関連施設再生可能エネルギー導入事業について、奥山委員に質疑を許します。

○奥山委員

257ページの災害対策費、避難所等太陽光発電設備設置工事について伺います。災害対策費、避難所等太陽光発電設備設置工事についてお尋ねいたします。この事業の防災関連施設再生可能エネルギー導入事業の目的及び概要をお尋ねします。

○防災安全課長

この事業につきましては、福岡県が実施しております公共施設防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金事業を活用して実施した事業でございます。これは避難所や防災拠点のうち耐震性を有していること、また、発電設備がないこと等の条件を満たす施設につきまして、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及び蓄電設備を設置し、災害時に電力供給が途絶えた場合でも、防災拠点における通信機能の確保や避難所内の照明確保を

行うために必要なエネルギーの確保ができるように整備を行ったものでございます。なお、今回設置しました発電及び蓄電設備につきましては、発電能力が10キロワット、及び蓄電能力につきましては15キロワット／時の整備を行っております。

○奥山委員

ありがとうございます。今回、整備した施設はどこになりますでしょうか。

○防災安全課長

今回は、飯塚公民館、穂波支所、筑穂支所、庄内保健福祉総合センターの4つの施設を整備いたしております。

○奥山委員

この事業について、今後はどのようにやっていくのか、お答えをお願いいたします。

○防災安全課長

今後もさまざまな補助事業等を活用しながら、避難所運営機能の向上を図っていく必要があるかと考えております。太陽光発電設備及び蓄電設備等の整備についても今後検討をさらに深めていきたいと考えております。

○奥山委員

最後になりますけれども、災害はいつどこで起こるかわかりません。そのためにも、避難者が安心できる施設のため、今後またさらにふやしていけるように、国、県のほうに、設置推進の依頼をお願いしたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○道祖委員

この飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書、福岡県飯塚市、これは監査委員が書いたわけではないですね、担当課が施策に対していろいろ評価、成果なり課題を書いているんでしょう。

○財政課長

これは行革の取り組みの中で、いま行政評価を行っております。事務事業評価を行って、内部で第2次評価まで行っております。この評価を一部使いまして、この決算成果説明書を作成しているということでございます。

○道祖委員

今の項目でいかないとだめだと思うんで、それに従ってやりますけれど、土木管理費のマイホーム取得奨励金事業ですか、それがありましたですね。成果説明書の63ページにありますけれど、質疑を聞いていて思ったんですけど、ここに課題として、転入定住者に対しての方策において、この事業の必要性、妥当性を工夫、模索が必要というふうになっている。質疑のやりとりの中で、これは継続したほうがよろしいというような意見に対し、執行部としても定住政策の1つの方法であるという答弁であったと思いますけれど、ここの課題に書いているこの事業の必要性、妥当性を工夫、模索が必要というふうになっておる。これはどういうことなのか。確認したいんですけれど。

○住宅課長

ここで言う、課題の転入定住者に対する方策、事業の必要性、妥当性と工夫ということですが、金額のこともございますし、アンケートに基づいて、このことだけで定住が促進されているのかという課題もございますので、先ほど申し上げましたけれど、方針、金額、予算の確保等々を含めて、工夫、模索をしていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

この導入の際に、平成24年でしたか、他の地方自治体では入れていると。だから早く入

れて、地域間競争に勝つために入れていったほうがいいんじゃないかということで、これが入っていったと思うんですね。国の補助金等を使ってということで。その中において、50万円と。この50万円が妥当なのかどうかという問題はあったわけですが、とりあえず入れないよりは入れたほうがいいという考え方でやられたわけですね。地方創生の問題やいろいろ考えたら、定住政策を本当にどういうふうな形でやっていくのかというのを、いつも思っているわけですが、じゃあ、皆さんこれは、委員会でも言ったんですけれども、経済建設委員会でも言ったんですけれども、不動産屋さんとか、住宅屋さんとかそういう人たちは、こういう内容を詳しく知らない、ピーアールしてないと、聞いてないと。マンションはもらえるんですとか、聞かれるわけですよ。それは委員会でも指摘しました。制度を入れていて活用ができていない。それが定住政策に結びついていくかどうかということが、この妥当かどうかとかいうようなことをここに書いているけれど、まず、制度を入れたら一所懸命これについて取り組んでいかなきゃいけない。なおかつ、地域間競争の中で、これでいいのかということもいつも考えていただきたいというふうに思っておるんですが、ただ、これ1点だけを言っているつもりはないです。だから、課題を全部いろいろな、きょう午前中からずっと聞いておりましたけどですね、あなた方はいろいろと課題を書いております。例えば、太陽光エネルギーの問題についても、質疑がございました。この課題の中には、自然環境保護の観点から建設計画に対する規制を設ける等の対応が必要と考える。では、考えるならば、いつまでにこれに対してどういう形で対応するということを示さないと、ただ書いただけで、来年度も同じであったならば、一緒じゃないかと思うんですけど、その辺の課題に対する考え方は、どのように考えて今後取り組んでいくのか。課題を書いた以上は、それを消していかなければならない。取り組んでいかななくてはならないでしょう。それに対して、今までちゃんと取り組んできたのか。今後、どういうふうにして取り組んでいくのか、そのところだけ聞かせてください。

○委員長

道祖委員、少し幅が広がっている。(発言する者あり)そこだけね。じゃあ、お願いします。

○行財政改革推進課長

全体的なご質問というようなところでよろしいんですね、これは。先ほど説明いたしましたように、これにつきましては平成22年度から取り組んでおります事務事業評価の様式を活用して、成果説明書を作成しております。今、ご質問の分というのは、基本的にPDCAサイクルをきちっとやっているのかどうかというようなお話だろうと思います。それで、事務事業評価シートの中には、前年度のいわゆる成果、課題も含めて、そして、ことしどうだったのかということで、いわゆる今質問委員がおっしゃられますように、毎年同じことを書いているというのは、私どもとしても、これは実際に課題解決につながっていないのではないかと。いわゆるPDCAサイクルに基づいてやっていないというようなところで、指摘はいたしております。また、私ども全部の事務事業評価というのはなかなか見ることはできませんので、いわゆる1次評価、2次評価、その際、2次評価については部長クラス、それから行革の本部会議でやっていきますが、その際にも、同じような課題解決ができていなければ、そういった課題解決に向けてちゃんとやるようにというような指示を出しているということでございますので、できる限り、同じような検討をずっと続けるというようなことはしないようにしていきたいというふうに思っています。それが事務事業評価の目的だというふうに思っております。

○道祖委員

ぜひ、そうしていただきたいと思うんですけど、1つ提案ですけど、来年も、成果説明書を出すんでしょう。だとするならば、昨年度の、例えばここに書いている平成26年度の決算において、外れたらいけないから言いますが、土木管理費のマイホーム取得奨励金事業の中

に、課題として、先ほど言った内容が必要と、課題になっておるなら、これに対して、次年度の決算においては、どういうふうに評価したか。それをやっぱり、入れていただければ、より取り組みがわかる。事業が進んでいっておるのか。例えば、この見直しでも、何で見直しが必要になってきて、どういうふうに見直しをしたかとかいう問題だって、きれいにわかるわけですよ。だから、これは要望でございます。検討していただければ結構でございます。ぜひ、そのように次年度からは、この課題がどうなったか、どういうふうに取り組んだのか。課題に対する評価をまた、入れていただきたいと思っております。できますか。

○財政課長

財政のほうで取りまとめをいたしております。紙面の関係もありますが、できるだけそういうふうな形で対応させていただきたいと思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○宮嶋委員

234ページ、土木総務費、明星寺地区市道訴訟問題等和解金について、お尋ねします。6381万8500円が計上されておりますが、この支払いについて、ご説明をお願いします。

○建設総務課長

予算書の235ページの下段の方でございますが、明星寺地区市道訴訟問題等和解金、6381万8500円でございますが、この件につきましては、平成27年3月24日に議決をいただきました和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）につきましては、議決の日と同時に、合意書の締結に至っております。その後、合意書の規定に基づきまして、平成27年3月25日に相手方より当該訴訟の取り下げ書が提出されまして、平成27年3月30日に本市より相手方に対し、土地上の構造物の撤去等の和解金1億2763万7千円の50%に相当する6381万8500円を支払っております。

○宮嶋委員

和解書では支払いの期日は、4月3日限りというふうになっているようなんですけど、間違いありませんか。

○建設総務課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

この金額をいつお支払いになったのか、お尋ねします。

○建設総務課長

ただいまご説明いたしました、3月30日に、50%相当にあたります、6381万8500円を支払っておるところでございます。

○宮嶋委員

支払いの期日は4月3日までということで、ちょっとこれはちょうど年度をまたぐんですが、あえて4月ではなくて3月に支払われたというのは、構造物をどうのこうのという話がありましたけども、その辺についての協議だったのか、どういう協議が行われて、この日に決められたのか、お尋ねします。

○建設総務課長

特に期限の3月30日に支払ったことについては特にございません。

○宮嶋委員

この財源は、なんでしょうか。

○建設総務課長

議会に上程いたしました和解議案と同時に補正予算（追加予算）を計上させていただいてお

ります。それで議決をいただいておりますのでございます。

○宮嶋委員

いわゆる一般の会計の予算ということですよ。

○建設総務課長

一般財源でございます。

○宮嶋委員

平成27年12月25日までに、撤去作業を完了することというふうになっておりますが、現地を見る限りでは、順調に進んでいないのではないかとこのように思いますが、いかがですか。

○建設総務課長

和解案のとおり12月25日までという期限がございまして、現在は、隣地開発計画等の変更手続等を経て期限までに整備がなされるものというふうに考えております。

○宮嶋委員

第4条の3項で、緑地の整備とか、調整池の整備、また、囲いため池の再整備ということが書かれて、この措置を完了した上での土地を引き渡すというふうになっておりますが、これができるという、飯塚市としては、これが完了するというふうに考えてあるんですか。

○建設総務課長

繰り返しになりますけれども、現在、事業者のほうで鋭意整備をなされているものと考えております。

○委員長

宮嶋委員にお願いします。ちょっと、外れている。修正して質問をお願いいたします。

○宮嶋委員

ぜひ、期日が少なくなっておりますので、きちっとできていると思いますということではなくて、本当にできるのかどうか、確認をして進めていただきたいと思っております。以上で終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第8款、土木費及び第9款、消防費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第13号までの以上13件については、本日の審査はこの程度にとどめ、明日10月29日、午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成26年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。